

令和元年第3回定例会

# 鋸南町議会会議録

令和元年6月12日 開会

令和元年6月12日 閉会

鋸南町議会



## 令和元年第3回鋸南町議会定例会議案一覧表

発議案第1号	議会の議員の議員報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
発議案第2号	国における2020年度教育予算拡充に関する意見書(案)について
発議案第3号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)について
発議案第4号	議会広報特別委員会の設置について
議案第1号	鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第2号	鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	鋸南町国民健康保険病院使用料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号	鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号	千葉県市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について
議案第6号	令和元年度鋸南町一般会計補正予算(第1号)について
議案第7号	令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第8号	財産の取得について(デジタル戸別受信機)
報告第1号	平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計予算繰越報告について

## 令和元年第3回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第1号（6月12日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	3
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
町長からの提案理由の説明並びに諸般の報告	6
一般質問	9
笹生 あすか 君	9
鈴木 辰也 君	17
笹生 正己 君	32
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
報告第1号の説明	60
議事日程（第1号の追加1）	62
追加日程の決定	63
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	63

発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	65
発議案第4号の委員の選任 .....	66
閉会の宣言 .....	67

鋸南町告示第31号

令和元年第3回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年6月7日

鋸南町長 白石 治 和

記

1. 日 時 令和元年6月12日（水） 午前10時
2. 場 所 鋸南町役場議場

令和元年第3回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和元年6月12日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 一般質問（3名）
- 1番 笹生 あすか 議員
  - 9番 鈴木 辰也 議員
  - 11番 笹生 正己 議員
- 日程第5 発議案第1号 議会の議員の議員報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 発議案第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書（案）について
- 日程第7 発議案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）について
- 日程第8 議案第1号 鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第2号 鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第3号 鋸南町国民健康保険病院使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第4号 鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第5号 千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議案第6号 令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第7号 令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 報告第1号 平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計予算繰越報告について

本日の会議に付した事件  
議事日程と同じ

出席議員（11名）

1 番 笹 生 あ す か 君	2 番 早 川 正 也 君
3 番 竹 田 和 明 君	4 番 大 塚 昇 君
5 番 青 木 悦 子 君	6 番 笹 生 久 男 君
7 番 渡 邊 信 廣 君	8 番 小 藤 田 一 幸 君
9 番 鈴 木 辰 也 君	11 番 笹 生 正 己 君
12 番 平 島 孝 一 郎 君	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 白 石 治 和 君	副 町 長 内 田 正 司 君
教 育 長 富 永 安 男 君	総務企画課長 平 野 幸 男 君
税務住民課長 加 藤 芳 博 君	保健福祉課長 杉 田 和 信 君
地域振興課長 飯 田 浩 君	教 育 課 長 福 原 規 生 君
建設水道課 平 嶋 隆 君	会 計 管 理 者 寺 本 幸 弘 君
総務管理室長 安 田 隆 博 君	監 査 委 員 柴 本 健 二 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 笹 生 矩 義	書 記 安 藤 睦
-----------------	-----------



…………… 開 会・午前10時00分 ……………

[開会のベルが鳴る]

### ◎開会の宣言

#### ○議長（青木悦子）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和元年第3回鋸南町議会定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして、去る6月10日、ご逝去されました伊藤茂明議員の冥福を祈り、黙祷を捧げたいと思います。ご起立願います。

「黙祷」

#### ○議長（青木悦子）

ありがとうございました。ご着席ください。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

配布漏れなしと認めます。

### ◎会議録署名議員の指名

#### ○議長（青木悦子）

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

2番 早川正也君、11番 笹生正己君の両名を指名いたします。

### ◎会期の決定

#### ○議長（青木悦子）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件については、去る6月4日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されており

ますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 笹生正己君。

〔議会運営委員会委員長 笹生正己 登壇〕

### ○議会運営委員会委員長（笹生正己）

皆さんおはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る6月4日午前10時から議会運営委員会を開き、令和元年第3回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について、協議いたしましたので、ご報告いたします。

今定例会の会期は、本日1日とし、日程はお手元に配付した議事日程により行います。

今定例会は、発議案3件、町長提出議案7件が上程されております。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、一般質問を行い、発議案第1号から議案第7号までを、順次上程の上、説明、質疑、討論、採決までお願いし、最後に報告第1号の説明を受けます。

次に、一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には笹生あすか君、鈴木辰也君、そして私、笹生正己の3名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁を含め60分以内とし、その内、1回目の質問時間は15分以内とし、再質問は一問一答方式で、回数は定めないといたします。

以上、簡単ではございますが、議会運営委員会での審査の結果をご報告申し上げますと共に、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

### ○議長（青木悦子）

ただいまの、議会運営委員長から報告ですが、今定例会の会期は、本日1日とし、一般質問については、通告のあった議員が3名、質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内、再質問は一問一答方式で、回数は定めないとのことです。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

## ◎諸般の報告

### ○議長（青木悦子）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

また、今定例会に提出された陳情書を参考までに配布しました。

以上で、議長としての報告を終わります。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

[町長 白石治和 登壇]

## ◎提案理由の説明並びに諸般の報告

### ○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。

本日、ここに令和元年第3回鋸南町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところ、ご出席を賜り、厚く感謝申し上げます。

議案第1号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、本年10月1日に施行する軽自動車税の環境性能割に関し、課税免除等の特例として、当分の間、賦課徴収を行う千葉県の基準に適合させるため、鋸南町税条例の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第2号「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本年10月1日の消費税等の税率引き上げに伴い、低所得者区分の標準保険料率を引き下げるため、鋸南町介護保険条例の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第3号「鋸南町国民健康保険病院使用料条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、本年10月1日の消費税等の税率引き上げに伴いまして、鋸南町国民健康保険病院の文書料及び病室の差額金を引き上げるため、鋸南町国民健康保険病院使用料条例の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第4号「鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本年10月1日の消費税等の税率引き上げに伴いまして、水道料金、メーター使用料、加入者分担金の額の算定について、鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正をしようとするものであります。

議案第5号「千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について」であります。組織団体の減少に伴い、組合規約の一部を改正する必要があり、関係地方公共団体との協議にあた

り、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第6号「令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について」でございますが、今補正予算は歳入歳出それぞれ4,472万円を追加し、歳入歳出の総額を39億4,379万3千円とするもので、はじめに、歳出の主なものを申し上げます。

総務費では、一般コミュニティ助成事業助成金250万円、プレミアム付商品券事業補助金1,342万6千円、民生費では、介護保険特別会計繰出金741万9千円、衛生費では、風しん抗体検査及び予防接種等の費用140万3千円、教育費では、小学校プールの門扉等の修繕料113万4千円、諸支出金では、都市交流施設整備基金への積立金900万2千円などがございます。

続きまして、歳入でございますが、国庫支出金で2,008万7千円、県支出金で385万3千円、財政調整基金繰入金で417万7千円、雑入では、一般コミュニティ助成事業助成金250万円と、都市交流施設整備積立金900万2千円、都市交流施設収益分配金450万1千円でございます。今補正後の財政調整基金残高は、10億5,726万4千円を予定してございます。

議案第7号「令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」であります。今補正予算は、区分ごとの予算額を補正するもので、歳入歳出の総額の増減はございません。

主な歳入として、介護保険料750万4千円の減額、一般会計繰入金741万9千円の増額でございます。

主な歳出は、歳入補正に伴う財源の変更補正であります。

次に、報告第1号「鋸南町鋸南病院事業会計予算繰越報告について」であります。地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定により、予算繰越について報告するものでございます。

なお、防災行政無線デジタル戸別受信機の購入につきまして、6月7日に物品売買の仮契約を締結しましたことから、「財産の取得について」、追加議案を提出させていただきます。

以上、提案理由のご説明を申し上げますが、詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

役場窓口でお納めいただいた県税の取扱状況について、ご報告申し上げます。

本年5月31日現在で、自動車税が252件、930万5,800円、法人事業税が1件、1万9,700円、法人県民税が3件、6万1,900円、合計で938万7,400円の取扱いとなりました。

県税取扱手数料として2%が県から町へ繰入されることから、18万7,748円が繰入されることとなります。町民の皆様のご協力に感謝申し上げます。

次に、530運動について、ご報告申し上げます。

去る、5月25日に行われました530運動であります。町民の皆様のご協力をいただき、町内全域が綺麗になりましたこと、この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございます。

この運動により、可燃ゴミやビン・缶等を含め、6,900kgのゴミが収集されました。今

後も、町民協働による環境美化推進に努めて参りたいと思っております。

次に、第38回安房支部消防操法大会が、6月23日に、鴨川市陸上競技場駐車場で開催されます。本年度は、第3分団が、鋸南町消防団を代表して出場しますので、皆さまのご支援・ご声援をよろしくお願いいたします。

次に、鋸南町観光協会主催により第33回鋸南町白キス沖釣り大会が、去る6月9日に、中央公民館を大会本部として開催されました。

当日は202名の太公望の参加を得て、盛況に終了したと聞いております。今後も多くの方が参加をしていただける事業を期待しております。

次に、夏の観光シーズンを迎えるにあたりまして、6月27日に夏期観光安全対策会議を開催し、その後、鋸南町観光協会が、保田海岸で「海の祈願祭」を開催いたします。

今年度は、5つの海水浴場を、7月20日から8月15日までの期間の17日間、ライフセーバーを配置し開設する予定でございます。多くの観光客が訪れることを願っております。

平成30年度医療法人財団鋸南きさらぎ会の決算について、ご報告申し上げます。

去る5月28日に鋸南きさらぎ会理事会が、5月30日に評議員会が開催され、同法人の決算が承認されました。

平成30年度の実績であります。入院患者数については、前年度比4,579人減の1万1,594人、28.3%の減となりました。また、外来患者数については、前年度比2,867人減の1万6,584人、14.7%の減となりました。

損益計算においては、同法人の純損失は4,481万7,492円となりましたので、ご報告を申し上げます。

次に、鋸南町誕生60周年記念事業の一環として「きよなん60健幸ウォーク」と題し、イベントを去る5月31日に開催いたしました。

当日は、天候にも恵まれ、町内外から135名の参加がございまして、道の駅保田小学校を出発し、江月水仙ロードを往復する6kmの行程を新緑に囲まれながらウォーキングを楽しまれました。

以上で、諸般の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（青木悦子）

町長から提案理由の説明並びに諸般の報告がありました。

報告事項ではありますが、確認したい点がございませうか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了いたします。

## ◎一般質問

### ◎1番 笹生あすか

#### ○議長（青木悦子）

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、3名の諸君から通告がなされております。

はじめに、笹生あすか君の質問を許します。

質問席へ移動してください。

[1番 笹生あすか 質問席につく]

[ベルが鳴る]

#### ○1番（笹生あすか）

子どもの虐待について、普通教室へのエアコン設置について、鋸南病院のリハビリテーションと訪問診療についての3件の質問をいたします。

1件目は、子どもの虐待についてです。

2019年1月に、野田市の小学4年生の女の子が、父親からの虐待によって命を絶たれる事件が起きました。報道によれば、子どものSOSがあったにも関わらず、学校、教育委員会、児童相談所が子どもを守れなかったという、あってはならない、とても悲しい事件です。

国は3月に児童虐待防止対策の抜本的強化について決定しました。

例えば、児童相談所の体制強化については、11点の項目が挙げられ、市町村の体制強化については、「子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充」「要保護児童対策地域協議会の充実・強化」「子育て支援サービス等の地域支援の充実」の3点が挙げられています。そして、学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化は「専門スタッフの学校・教育委員会への配置支援」「学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実」の2点が挙げられています。

しかし、相変わらず虐待は後を絶ちません。先日も、札幌市で2歳の女の子が母親と、その交際相手からの虐待で衰弱死するという痛ましい事件が起きてしまいました。児童相談所と警察の対応にも問題があったと言われております。

そこで、3点質問します。

①国や県から虐待防止対策関連の通知が来ていると思うが、その内容をどう受け止めているか。

②鋸南町の虐待防止対策の現状はどうか。

③虐待対策を強める必要があるが、どうか。

2件目は、小中学校の普通教室へのエアコン設置についてです。

5月に夏日になるなど、暑い日が続きました。昨年の12月予算でエアコン関連の予算が組まれています。

9月議会では「夏までに設置するよう努力する」と答弁がありました。マスコミでは、すでに設

置が終わったところ、6月中、7月中に設置される、などの報道があります。鋸南町では、夏までにエアコンの設置が間に合うかどうか心配です。

そこで、2点質問します。

①小中学校の普通教室へのエアコン設置に向けた進捗状況はどうか。

②近隣の自治体のエアコン設置に向けての状況はどうか。

3件目は、鋸南病院のリハビリテーションと訪問診療についてです。

鋸南病院の方針として、地域医療の充実のために、リハビリテーションと訪問診療に力を入れていく、とのこと。今、改めてリハビリテーションの重要性がマスコミでも取り上げられています。

例えば、高齢者では、身体的及び精神的な機能の回復を最大限に図り、残存機能を生かして生活できる能力を取り戻すことが目標となります。

このために、高齢者リハビリテーションでは、第一に寝たきりや要介護状態を予防する予防的リハビリテーション、第二に疾病の治療とともに早期に開始される急性期リハビリテーション、第三に急性期から機能回復を目指した回復期リハビリテーションへのスムーズな移行、第四に地域との連携が重要で、維持期リハビリテーションが必要となります。

そこで、3点質問します。

①リハビリテーション事業に関して、どのように取り組んでいるか。

②訪問診療の現状はどうなっているか。

③リハビリの現状や訪問診療などの取り組みを、町民に知らせる必要があると考えるが、どうか。

以上で、1回目の質問を終わり、答弁を求めます。

### ○議長（青木悦子）

笹生あすか君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

### ○町長（白石治和）

笹生あすか議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「子どもの虐待について」お答えいたします。

全国の児童相談所への児童虐待相談対応件数は、平成29年度には13万件を超えており、5年前と比べると約2倍増加しております。また、児童虐待により年間約80人もの子供の命が失われている状況がございます。

近年では、平成30年6月の目黒区、本年1月には、野田市において発生した事件は、いずれも児童相談所等が関与していながらも結果的に痛ましい事件となってしまったところがございます。

ご質問の1点目、「国や県からの虐待防止対策の通知は来ているか。来ていると思うがその内容

をどう考えるか」についてでございますが、本年1月に発生した、野田市の事案を踏まえ、平成31年3月19日に「児童虐待防止対策の抜本的強化について」が関係閣僚会議で決定され、子どもの権利擁護、児童虐待の発生予防、早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、社会的養育の充実・強化について、それぞれ具体的な強化対策が示されたところでございます。

千葉県におきましても、国の対策を踏まえまして、5月8日に児童虐待防止緊急対策が示されたところでございます。

国、県の対策は、児童相談所において、児童福祉司、保健師の増員による体制強化、弁護士相談体制の充実等が掲げられております。

町にあっては、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用が求められておりますので、設置に向けて早急に取り組んで参りたいと思っております。

昨今、児童虐待に係る事案が増加している中で、児童相談所における専門職の増員対策は、当該担当者の負担軽減に繋がるとともに、対応する事案が少なくなることで、1件の事案に対する長期的な関与が可能となりますので、町としても児童相談所と、より緊密な連携が図られるものと思っております。

ご質問の2点目、「鋸南町の虐待防止対策の現状はどうか」、ご質問の3点目、「虐待対策を強める必要があるが、どうか」についてでございますが、関連がありますので、一括してお答えさせていただきます。

町の虐待防止対策の現状といたしまして、乳幼児にあっては、健診において、身体の状態、成長等により虐待の有無を確認しているところでございます。また、感染症予防接種において、医師が身体状態の異常を発見した際、児童相談所に報告し、児童相談所から保健福祉課へ連絡していただくこととなっております。

保育所、幼稚園、小中学校においては、幼児、児童、生徒の身体状態、体調の変化を常に確認し、虐待の早期発見に努めているところでございます。加えて、館山警察署、安房健康福祉センター、君津児童相談所、NPO法人子ども家庭支援センター、保健福祉課及び教育課等で構成された「鋸南町虐待等防止ネットワーク実務者会議」により、発生した事案の対応並びに経過観察について情報、意見交換を行っております。

会議は、2ヶ月に1回定期開催し、早急に対応をしなければならない事案には、随時開催しております。現時点では、事案が発生した際は、児童相談所、警察等関係機関を交え、迅速かつ適切な対応をしておりますので、現状体制を継続することで考えております。

2件目の「普通教室へのエアコン設置について」お答えいたします。

ご質問の1点目、「小中学校の普通教室へのエアコン設置に向けた進捗状況はどうか」についてでございますが、小中学校へのエアコン設置工事につきましては、平成30年12月議会において予算を確保し、議決後、ただちに設計業務を委託、そして、平成31年3月28日に小中学校の空調設備設置工事として、町内2業者と工事請負契約を締結いたしました。

設置工事の内容であります。小学校は普通教室15教室と理科室1教室、中学校は普通教室



9教室、理科室2教室にエアコンを設置するものであります。

4月上旬に、教育課と学校関係者、請負業者による工程会議の際には、エアコンの需給状況について、全国各地でエアコン整備を行っていることから、エアコン本体と冷媒管の在庫が不足している状況とのことでございました。

これまで県では、エアコン設置等にかかる需要が集中することが想定され、エアコンの供給がひっ迫する恐れがあることから、工事関係事業者や業界団体に対し、工事の円滑な受注等について協力を要請して参りました。

しかしながら、5月16日付け、県教育庁財務課からの情報によりますと、「県内公立学校における設置見込み室数の半数近くが、10月1日以降の完成見込みである」とのことです。

鋸南町におきましては、発注しました両業者とも、5月中旬にエアコン設置に係る資材は確保しましたが、エアコン本体の納品が7月中旬頃となると報告を受けているところであります。

現在の進捗状況は、小中学校とも、現地調査とエアコン本体や工事資機材等の発注を済ませており、6月下旬から学校での工事が始まる予定でございます。

このような状況から、町では請負業者に対しまして、学校の授業に影響しないよう工事の実施をお願いしていることから、現時点におけるエアコン設置工事の完成は、8月下旬を見込んでおります。

ご質問の2点目、「近隣の自治体のエアコン設置に向けての状況はどうか」についてでございますが、安房地域の各市に確認したところ、館山市は6月末に完成する見込みで、南房総市は8月末の見込み、鴨川市は11月末の完成を予定しているようであります。

鋸南町では、2学期からエアコンを利用できる予定となっておりますが、引き続き、工事の早期完成に向けて努力をして参りたいと思っております。

ご質問の3件目、「鋸南病院のリハビリテーションと訪問診療について」お答えいたします。

鋸南病院の運営につきましては、平成20年度から「医療法人財団鋸南きさらぎ会」へ指定管理者としてお願いしているところであり、当該法人に状況を聴取させていただきました。

ご質問の1点目、「リハビリテーション事業に関して、どのように取り組んでいるか」についてでございますが、リハビリテーションにつきましては、医師が必要と認め、医師からの指示に基づき理学療法士や作業療法士等が入院患者及び外来患者の方へ施術する医療行為であります。

現在、鋸南病院におけるリハビリに従事する職員については、常勤3名及び非常勤1名の理学療法士4名体制で行っており、療法士1人当たり1日5名から8名の入院・外来患者の方の施術を行っております。

ご質問の2点目、「訪問診療の現状は、どうなっているか」についてでございますが、訪問診療は、一人で通院が困難な患者のお宅、施設入所している方を対象に、日頃から医師が定期的に診療にお伺いし、計画的に健康管理を行うものでございます。

定期訪問に加えまして、緊急時には365日、24時間体制で対応、必要に応じて臨時往診や入院先の手配などを行います。

訪問診療の目的は病気の治療だけではなく、転倒や寝たきりの予防、肺炎や褥瘡などの予防、栄養状態の管理など、予測されるリスクを回避し、入院が必要な状態を未然に防ぐことも重要な役割となっております。

鋸南病院における訪問診療は、平成31年3月までは、1ヶ月あたり7件程とのことですが、4月は、他院からの依頼もあり約20件に増加したとのことでございます。

ご質問の3点目、「リハビリの現状や訪問診療などの取り組みを、町民に知らせる必要があると考えるかどうか」についてでございますが、リハビリや訪問診療は、医師の判断による医療行為ではありますが、訪問診療においては、診療を希望される方は申し出てくださるよう院内に掲示しているとのことであります。

また、当該法人において、町報等を利用するなど、広く周知を図って参りたいとのことございました。

以上で、笹生あすか議員の一般質問に対する答弁といたします。

#### ○議長（青木悦子）

笹生あすか君、再質問はありますか。

笹生あすか君。

#### ○1番（笹生あすか）

それでは、子どもの虐待について、1点目の再質問をします。

答弁の中で、「子育て世代包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて、早急に取り組んでいきたい」とありました。設置時期の目安など、具体的な計画や、考えはありますか。分かる範囲でお答えください。

#### ○議長（青木悦子）

保健福祉課長 杉田和信君。

#### ○保健福祉課長（杉田和信）

ただ今の質問にお答えさせていただきたいと思えます。

設置の時期につきましては、子育て世代包括支援センターにつきましては、来年度の末までということで、国から義務として求められておるものでございます。

町といたしましても、来年度末までに設置をするように図って参りたいとは思っております。

また、具体的な計画につきましては、これから検討というところの中にはございますが、一応、乳幼児から児童・生徒の中の保健・医療・福祉に関しましては、保健福祉課で執り行っている訳でございます。教育課の方につきましては、学校関係、小学校・中学、または保育所・幼稚園等行っておるところの中でございます。この中を本来であれば、ワンストップという形の中で、一括として一つの施設の中で執り行っていけばよろしいかとは思いますが、なかなか機械的な、システム的な、無理なこともございますので、その点については、ちょっとそのところも含めた中で検討を行っていった中で、より良い施策を講じられていければと思っております。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか君。

**○1番（笹生あすか）**

ありがとうございます。

センターを、来年度末までということで、色々具体的に動いているということなので安心しました。これからも引き続きよろしく申し上げます。

2点目の虐待防止対策として、ありました乳幼児健診や予防接種に、対象なのに来なかった子どもはいますか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

今のところ、乳幼児健診また予防接種等において、来られなかった児童はおりません。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか君。

**○1番（笹生あすか）**

子ども医療費の助成を町では行っていると思いますが、その対象なのに申請していない子どもはいますか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

子ども医療の助成に関しまして、受給券等、発行させていただいている訳でございますが、そのような、受給券を取り来られていない方はおられません。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか君。

**○1番（笹生あすか）**

保育所や幼稚園を無断で休んでいる子はいますか。また、もし休んでいる場合、来ない子どもには、どのような対応をしていますか。

**○議長（青木悦子）**

教育課長 福原規生君。

**○教育課長（福原規生）**

保育所、幼稚園につきましては、基本的には、休む際には家庭から連絡をいただくことになっておりますので、無断で休むようなことはないと考えております。

ただ、まれに忘れてしまったとか、そういうこともあろうかと思えます。その際には、担任の

方から家庭と連絡を取るようしております。また、必要に応じて、連絡が取れないようなことがありましたら、直接家庭訪問なども行うようしております。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか君。

**○1番（笹生あすか）**

今のような、これらの担当する部署というのは、人員配置は充実していますでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

教育課長 福原規生君。

**○教育課長（福原規生）**

人は充実しているかということですが、基本的に保育所、幼稚園いずれも、今、一人担任ではございません。複数で各クラスを担当しておりますので、それに加えて幼稚園については、副園長、保育所については、所長、それぞれバックアップの体制も取れていますので、現時点では充実していると考えております。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか君。

**○1番（笹生あすか）**

ありがとうございます。

これら2点目、3点目の再質問として、教育長はどのようにお考えでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

教育長 富永安男君。

**○教育長（富永安男）**

笹生議員の質問に答弁をいたしますが、2点目、3点目というよりも、子ども虐待全体について、私は、この職でありますので、社会災害であり、これから来るかもしれない自然災害であれ、いかなる想定外であっても、失ってはならないもの、それは子どもの命というふうに考えております。こういう基本的な考えに立って、様々対策も講じているところですが、十分とまでも、とは考えておりませんが、今やれる範囲の中では、十二分に整備をしている所存ではおります。ただ、先ほども言いましたように、いつ、どのような事態が起こるかということは、誰しもが想定できないことでもありますけれども、その予防と言いますか、予防、防止については、あらゆる角度から準備をしていかなければいけないなと思っているところです。虐待等でありましてけれども、幸いにして鋸南町の場合には、今のところ大きな、問題となるような事案は発生していないということでありますけれども、これとて、いつ起こるか分からないという状況もあるかと思っておりますので、細心の注意を払って防止対策に力強く、指導行政として対応していきたいと、このように考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか君。

**○1番（笹生あすか）**

ありがとうございます。

答弁で、町では子どもを守るために、様々な対策をとられていることがよく分かりました。

子どもの命を守っていけるように、子どもが安心して暮らせるように、これからも一緒に考えていきたいと思えます。

続いて、2件目のエアコン設置についての再質問です。

答弁でもありましたが、館山市は、6月8日の房日新聞で、「6月中に設置完了」というのがありました。

富津市は、これは私が聞いた情報なのですが、5月中に設置が完了しているとのこと。鋸南町、南房総市は、8月中に、鴨川市は11月末ということで、自治体ごとに差があります。

11月とか、あと年内というところも、君津市などあるのですが、そういうところの自治体ごとに差があるというのは、遅くなった自治体の要因というか、原因というか、何かあるのかというのを分かる範囲でお答えください。

**○議長（青木悦子）**

教育課長 福原規生君。

**○教育課長（福原規生）**

色々な自治体がございます。それぞれ事情を確認した訳ではございません。ただ、伺っているのは、多分、うちの方の学校もそうですが、ただ、エアコンを付けるだけというものではございません。電気工事が必要となったり、色々教室の様々な事情、施設が古いとか新しいとか、色々な事があるかと思えます。その中で、一般的に伺っている話は、町長の答弁からもありましたが、エアコン本体が、やはり不足しているというのが、1番大きな問題だと思っております。それと合わせて、それに伴う冷媒管、設置する業者の方々も職人さん達も不足しているように伺っております。うちの町も吊り下げ式のエアコンを予定しております。特に吊り下げ式のエアコンについては、大変不足しているということで、早く行うという教室から出すと、メーカーの方がそういうような今、対応をしているということですので、その辺が遅くなっている要因だと思われれます。幸いうちの町は、答弁にもございましたが、資材、あと職人さんも確保したという報告を受けていますので、8月の完成には間に合うと考えております。

よろしく願いいたします。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか君。

**○1番（笹生あすか）**

「引き続き、工事の早期完成に向けて努力をする」という答弁もありましたし、今の教育課長のお言葉もありましたので、2学期に間に合うように取り組んでくれることを要望します。

3件目の鋸南病院についてです。

1点目のリハビリテーションについてですが、今、セラピストは理学療法士のみとのことです。なかなか専門職の人材確保は難しいということも承知しておりますが、今後、作業療法士や、言語聴覚士といった専門職も配置されて、鋸南病院のリハビリテーションがより充実したものになることを期待しています。

2点目の訪問診療については、予防医療含めて、地域医療でとても重要だと考えます。私自身、自宅で介護をしているので、自宅で介護をしている家族にとっても、とてもありがたいことだと思います。

3点目の答弁にもありましたが、大切な地域の医療機関である、鋸南病院での取り組みを町民の皆さんに、広く知らせるよう要望し、質問を終わります。

#### ○議長（青木悦子）

以上で、笹生あすか君の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、午前11時05分から会議を再開いたします。

…………… 休憩・午前10時52分 ……………  
…………… 再開・午前11時05分 ……………

#### ◎一般質問

#### ◎9番 鈴木辰也

#### ○議長（青木悦子）

休憩を解いて、会議を再開します。

次に、9番 鈴木辰也君の質問を許します。

9番 鈴木辰也君。

[ベルが鳴る]

#### ○9番（鈴木辰也）

それでは、一般質問をさせていただきます。

私は、鋸南町空家等対策について、都市交流施設道の駅保田小学校及び周辺整備について、プレミアム付商品券事業についての3件質問します。

1件目の鋸南町空家等対策について質問します。

平成26年度空家等実態調査では、鋸南町の空家等は、町内全域で729件、うち利活用可能な空家は68件、所有者の確認ができた件数は60件ということです。

今後、少子高齢化による人口減少に伴って空家等の件数が増えてくることが考えられ、空家等

の対策がより重要になってきます。町では、鋸南町空家等対策協議会や空き家バンク等で対策を講じていますが、今後の空家等対策をどの様に考えているのか伺います。

次に、都市交流施設道の駅保田小学校及び周辺整備について質問します。

都市交流施設道の駅保田小学校の平成30年度の業務報告がされ、来場者数90万人、売上高約6億2千万円。町長は、今年度来場者100万人を目指すということです。

そこで、都市交流施設周辺を整備していくとのことですが、町としての利活用の考え方を伺います。

3件目は、プレミアム付商品券事業について質問します。

内閣府では、2019年10月に予定されている消費税率の10%への引上げに際し、所得の少ない方や0～2歳の小さな乳幼児のいる子育て世帯に対して、税率引上げ直後に生じる負担増などによる消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、プレミアム付商品券事業を実施するとのこと。

この制度の概要等に規定する事項以外は、各市区町村が独自に実施してきた商品券事業の実施方法など自治体が最も適切と考える方法を認め、自治体における迅速、円滑かつ効果的な事業執行を後押しするというのですが、鋸南町としてどのような実施方法を考えているのかお伺いします。

以上で、1回目の質問を終わります。

#### ○議長（青木悦子）

鈴木辰也君の質問について、町長から答弁願います。

町長 白石治和君。

[町長 白石治和 登壇]

#### ○町長（白石治和）

鈴木辰也議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「鋸南町空家等対策について」お答えいたします。

はじめに、全国的な空家の推移でございますが、国内の空家率は、総務省統計局が実施する「住宅・土地統計調査」におきまして、5年ごとに調査が行われており、平成30年度に実施された調査では、国内にある6,242万件の住宅のうち、空家の総数は846万件で、前回調査となる平成25年度と比較しても26万件増加しており、空家率は13.6%で過去最高値が更新され、増加の一途を辿っております。

空家が増える要因としては、地方においては、都市部への人口流出、高齢者世帯の死亡や施設入所により住む人がいなくなったもの、別荘などの二次的住宅が相続などにより管理されなくなったことによるものですが、この状況は地方に限らず、都心部においても同様の問題が発生し始めていると考えられます。

個人が住居以外に家屋を所有することは、何ら問題がないことではありますが、老朽化等により、崩壊等の危険性がある特定空家については、近隣住民に被害が及ぶ可能性が懸念され、早急

に対応することが重要でございます。

これらの問題を受けて、各自治体で「空家等の適正管理に関する条例」が制定され始めたことを背景として、国においても「空家等対策の推進に関する特別措置法」を制定、平成27年5月に施行されたことにより、空家等に関する対策を適切に講ずるよう努めることが、市町村の責務として位置付けられました。

本町におきましても、特別措置法の施行前に、「鋸南町空き家等の適正管理に関する条例」を平成26年3月に制定し、町内にある空家等で、管理不全な状態にあると認められる特定空家に対し、積極的に調査、助言、指導を行っていくこととしました。

また、平成28年度からは、町議会、安房土木事務所、千葉県建築士会鋸南支部、館山警察署、館山消防署、町担当部局で組織する「鋸南町空家等対策協議会」を設置し、平成29年3月には「鋸南町空家等対策計画」を策定いたしました。

条例制定後の町の取り組みといたしましては、平成26年度から、町内にある空家の状況把握のために、区長の皆様に協力を依頼し、平成26年12月から3ヶ月間で現地確認と記録写真の撮影を行い、空家情報管理システムにて整理を行っております。

調査した結果、人が定住していないと考えられる住宅が729件あり、そのうちで特定空家の可能性がある物件として、上水道を利用していない住宅が134件あることが確認されました。

関係機関の指導助言をいただき、「特定空家の可能性がある」とされた134件の物件について特定空家等判断基準に基づく判定を行い、危険度が高いレベルごとにA判定11件、B判定15件、C判定41件の併せて67件を特定空家として認定しました。

「特に保安上、衛生上、景観上被害の恐れがある空家」であると判断されるA判定11件の内、物件が生活用道路に面している場合、また、隣家に直接被害の可能性のある等、特に危険であると判断される6件から、早急な指導及び追跡調査を喫緊の課題として、業務に取り組んでおります。

そのうち2件は所有者が判明し、取り壊しに向けた協議を進めておりますが、その他の物件については、所有者や連絡先不明など、対応に苦慮している現状もあり、今後は、再度、詳細な調査の実施も検討しているところであります。

建物の撤去には、多額の所有者負担が発生するため、なかなか進捗しないといった側面があるのも事実ではありますが、特定空家の全体数から見ますと、当初、67件あった特定空家については、2件が新たに追加認定されたものの、解体されたものが6件、リフォームにより対応されたものが1件、解体の確約が取れたものが1件、また、情報を精査し、空家ではないとの確認が取れた1件を含めて、令和元年度当初時点で7件減少の実質60件となっております。徐々にではありますが、成果が出始めているところであります。

今後も引き続き、是正勧告及び未だ所有者や相続人が正確に判明していない、相当数の物件に対しても継続して追跡調査を行って参りたいと考えております。

また、「鋸南町空家等対策計画」の「空家等対策の実施体制」によります行政区、役場内部及び



関係各機関との連携を密にし、新たに特定空家と判断されるような物件が確認された際には、適宜、現地調査を実施するなどして、特定空家の追加認定を行うとともに、所有者に対して是正を促していきたいと考えております。

今後も引き続き「鋸南町空家等対策計画」の「空家等対策の3つの基本方針」でございます「空家化の抑制・予防対策」、「空家の市場流通・活用促進対策」、「管理不全状態にある空家の抑制・解消対策」に基づき、対応していく考えでおります。

1点目の「空家化の抑制・予防対策」として、空家等が周辺住民の生活環境に与える悪影響などの諸問題を所有者やその家族に周知を行い、新たな空家等の発生を抑制するほか、今後も住宅、建築物に関する相談を受け付け、住宅関連補助制度の周知を図ることにより、活用や管理に対応できる相談体制を引き続き確保していきます。

2点目の「空家の市場流通・活用促進対策」として、今後も制度周知に努めて参るとともに、空き家バンクへの登録などを検討するよう促して参ります。

空き家バンクの登録状況であります。これまで14件の物件に対応し、うち11件の登録が行われ、都合による登録抹消が2件ございましたが、6件が契約成立し、現在は、3件がホームページに掲載されております。また、新規登録に向け、現在9件の物件を調整中であります。

3点目の「管理不全状態にある空家の抑制、解消対策」といたしまして、空家は所有者に管理責任があるという大原則に基づき、鋸南町空家等対策協議会の関係機関と連携しながら、老朽化や破損状態が悪化する前に、修繕又は取り壊しを書面により指導するなど、必要な措置を講じて参りたいと考えております。

2件目の「都市交流施設道の駅保田小学校及び周辺整備について」お答えいたします。

「都市交流施設周辺を整備していくとのことですが、町として利活用の考え方」についてでございますが、都市交流施設は、旧保田小学校を農山漁村活性化プロジェクト支援交付金や過疎対策事業債などを活用しまして、施設整備を行い、平成27年12月に、道の駅保田小学校として、生まれ変わりました。

現在では、多くの人が施設を利用し、年間売上も順調に伸びていることは、先日の全員協議会の中でも地域振興課から報告したとおりでございます。

しかしながら、土日祝日の際、駐車するまでに県道に長い渋滞ができてしまい、すこやかな脇に臨時駐車場がございますが、雨天時には、都市交流施設まで距離があるために、お客様がそのままお帰りになってしまう状況がございます。

また、保田小学校は開業いたしまして、約3年半が過ぎようとしており、小学校を改修した先進事例として色々なメディアから注目されておりますが、更に集客を図るためには、開設前に計画し導入に至っていない体験などの機能や、新たなニーズに対応できる施設が必要と考えております。

そのため、課題の解消に向けて、旧鋸南幼稚園を中心とした周辺を用地取得し、整備を進めていくため、昨年度に用地測量や不動産鑑定評価を行っており、今年度には、現況測量、物件調査、

周辺整備基本計画策定委託を行って参ります。

この業務を進めていく中で、都市交流施設との連携を踏まえた導入機能の検討、施設整備計画などを策定して参りますが、現在、町として想定している施設機能は、駐車場、体験スペース、遊具広場、屋内遊技場、商業スペースなど、都市交流施設の客層とは異なった、親子連れやそれに近い世代が滞在できる施設を想定しております。

あくまで現時点の考え方であり、今後、プロポーザルにより決定した業者からの提案や、町民の皆様、また関係者を対象としてタウンミーティングによるご意見、5大学と連携して行っている域学連携の取り組みなどを反映していき、この周辺をどのように整備していくか、利活用の方向性を決めて参ります。

なお、事業の範囲に関しましては、プロポーザル方式により、事業者から提案をいただくことから、事業範囲を定めて募集をいたしますが、その後、導入機能等を検討する中で柔軟に対応していきたいと考えております。

3件目の「プレミアム付商品券事業について」お答えいたします。

本事業は、本年10月に予定されています。消費税、地方消費税率の10%への引き上げが、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の発行を行う市区町村に対しまして、その実施に必要な経費を国が全額補助するものでございます。

平成31年2月に国が実施しました全国自治体説明会では、前回プレミアム商品券事業と今回の相違について、「3年前の地方創生交付金で、全国でプレミアム商品券事業をやられたことは承知をしているが、そのプレミアム商品券と今回の事業は、名前こそ同じだが、似て非なるものと言っていていくらい、制度、概要、あるいは目的、趣旨はかなり違うものと考えていただきたい」との説明でありました。

ご質問の「この制度の概要等に規定する事項以外は、各市区町村が独自に実施してきた商品券事業の実施方法など自治体が最も適切と考える実施方法を認め、自治体における迅速、円滑かつ効果的な事業執行を後押しするということですが、鋸南町としてどのような実施方法を考えているのか伺います」についてであります。今回実施のプレミアム商品券事業の購入対象者は、二通りの方々が対象となります。

一つは、低所得者、いわゆる2019年度の住民税非課税者、ただし、住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、生活保護受給者等は除かれます。

二つには、2016年4月2日から2019年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主が対象となります。

商品券購入までのスケジュールとしましては、まず、住民税非課税の対象者を抽出し、町から申請書を送付します。購入希望のある対象の方は、申請書を提出していただき、その申請書により町の方で、該当になるか再度、要件確認後、購入引換券を送付します。

引換券が届いた方は、引換券を持って、商品券販売場所で商品券を購入し、取扱店で使用する

ことが可能となります。

一方の子育て世代の対象の子が属する世帯の世帯主は、申請不要で、購入引換券が送付され、以下、住民税非課税者と同様の手続きとなります。

制度の概要としまして、購入限度額は、住民税非課税者及び子育て世代の対象の子、それぞれ1人あたり、1セット5千円の商品券を4千円で5セットまで購入することができます。

使用可能期間については、国から、増税による反動減対策という意味で、3月末までの間で市区町村の定める期間で実施していただきたいとのことから、本年10月1日から来年3月31日までとし、取扱い事業者についても、幅広く市区町村内の店舗を公募いただきたいとのことから、町内の店舗を対象として公募いたします。

国からの要請事項としては、商品券の購入者に対し、本事業の主旨を踏まえ、第三者への転売、譲渡は行わないでいただきたい旨の周知をすること、商品券1枚あたりの額面は、地域の実情に応じ、利用しやすい額とすることとし、額面金額の検討についても、買い物ではワンコインでの買い物もあるかと思いますので、小さい額500円といった額面のご検討をいただきたい。とのことでございます。

議員全員協議会の際に、額面につきまして1千円券の導入、大型店舗との差別化等を検討している旨の説明をさせていただきましたが、国が作成しましたQ&A等に、差別化はできないとの記載がありますので、再度の調整、また、商品券販売場所についても、商工会窓口も想定していると説明いたしました。個人情報保護の観点から併せて調整させていただきます。

以上、国からの実施要領等を踏まえた中で、当町にあった適切な実施方法、円滑かつ効果的な事業を執行するため、前回のプレミアム商品券発行で実績のあります商工会の協力をいただきながら、詳細を現在調整中でございます。

以上で、鈴木辰也議員の一般質問に対する答弁といたします。

#### ○議長（青木悦子）

9番 鈴木辰也君、再質問はありますか。

鈴木辰也君。

#### ○9番（鈴木辰也）

それでは、鋸南町空家等対策計画について再質問させていただきます。

鋸南町空家等対策計画の計画期間は、平成29年度から令和33年度までの5年間ということです。計画では、空家等の把握を5年ごとに追跡調査を実施するということですが、26年度に実態調査を行ったということでもありますから、今年度は5年目にあたって参ります。

今年度、どのような調査をするのか、調査方法等が決まっていればお答え願います。

#### ○議長（青木悦子）

建設水道課長 平嶋隆君。

#### ○建設水道課長（平嶋隆）

それでは、空家対策計画におきます空家等の実態調査についてのご質問にお答えしたいと思います。

ます。ご指摘のとおり、鋸南町空家等対策計画の対象となる空家の把握の方針といたしましては、概ね5年ごとに追跡調査を行うこととしておりますので、前回は、平成26年度でありましたので、5年ごとになりますと本年度でありますので、本年度を目途に再度、調査を実施したいと考えています。

なお、調査方法については、詳細については、これから検討させていただきたいと思いますが、町内全域の調査となりますと、役場において、なかなか全域を把握することは、難しい状況もありますので、前回と同様に、地域の皆様にご協力をいただき実施することも一つの方法として検討をしていきたいと考えています。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也君。

**○9番（鈴木辰也）**

地域の皆様に協力をいただいてという答弁ですけれども、前回は区長さんに協力をいただいて調査をしたと、今回については、町民の皆さんということであれば、区長さんを通じて調査をすると考えてよろしいのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長 平嶋隆君。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

ご指摘のとおり、地域と申しますと、当然区長さんを中心ということになりますので、そのような形で、地域にお願いということであれば、区長さんを通じてということが中心になるかと思えます。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也君。

**○9番（鈴木辰也）**

この調査の方法に関しては、大体人が住まなくなると水道を止めるとか、これは役場の方で把握できると思います。あと生活のライフラインを考えますとLPガス、ガスの方もLPガス協会というような組織があると伺っております。町内にもいくつかの事業所さんがあると思いますので、そういった事業者さんに対して、そのような、もし回っていてこういうところが空家になったというような情報があれば、できるだけ積極的に町の方に挙げていただけるような協力をお願いするということではできないのでしょうか。考えていただけたらと思いますが。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長 平嶋隆君。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

ガスの業者さん等の情報提供というようなことではありますが、ガス業者さんからのガスの閉栓

等によります情報等の提供につきましては、現在、町内の業者さん一部と協議をさせていただいているところであります。各業者さんの連携等については、空家バンク等の事業の利活用等についても有益と考えておりますので、ガス業者さんをはじめ、各業者さんとの協力体制の構築については、個人情報等の関係もあるとは思いますが、検討をしていきたいと考えております。

ご指摘のありました水道事業については、町で現在、行っておりますので、各家庭等の水道の閉栓の情報等によりましては、空家の把握については、一部情報の活用をさせていただいているという状況であります。

以上です。

#### ○議長（青木悦子）

鈴木辰也君。

#### ○9番（鈴木辰也）

こういった情報収集というのは、情報をいただけるということは、多い方が良い訳ありますから、積極的をお願いをして協力をしていただくようにしていただきたいと考えます。

答弁に、特定空家と認定した67件のうち、令和元年度当初時点では7件減の60件ということですが、この特定空家と認定した空家等の現在の状況はどうなっているかお答えできればお願いします。

#### ○議長（青木悦子）

建設水道課長 平嶋隆君。

#### ○建設水道課長（平嶋隆）

それでは、現在、認定させていただいております60件の特定空家の概況についてご説明させていただきますと思います。各空家の状況で、状態の悪いレベルごとに分類としては、A判定、B判定、C判定として分類しております。はじめに、A判定につきましては10件ございます。

内訳は、勝山地区が2件、保田地区が7件、佐久間地区が1件であります。状況といたしましては、空家等が隣の家や道路に面しておりまして、周辺に家の建築材や樹木雑草が、隣地または道路にはみ出している状況から、そのまま放置すると通行人の方や地域に悪影響を及ぼすことが確実なものであるというもので、このものについては、早急に是正が必要な状態のものであります。

次に、B判定が12件でありまして、内訳は、勝山地区が6件、保田地区が5件、佐久間地区が12件であります。状況は、A判定に次ぐもので、A判定は、周辺に悪影響を及ぼす可能性が確実なものに対しまして、B判定では、悪影響を及ぼす可能性が高いものということとしております。

最後に、C判定といたしましては、3件あります。内訳は、勝山地区が8件、保田地区が22件、佐久間地区が8件となっております。状況では、周辺に悪影響を及ぼす可能性が低くて、基本的には直近での被害は想定されないという物件であります。

空家全体の地区ごとのトータルといたしましては、勝山地区が16件、保田地区が34件、佐

久間地区が10件となっております。

以上が、現状であります60件の状況であります。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也君。

**○9番（鈴木辰也）**

今、60件の内訳をお伺いしましたが、この60件の空家で、所有者と連絡が取れている物件、取れていない物件あると思います。特に、取れていない物件については、なかなか今後の対策というのは難しいと思いますけれども、今、この60件のうち、所有者と連絡の取れない物件というのは、何件ありますでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長 平嶋隆君。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

この60件のうち、所有者を特定できず、措置ができていないもの、また連絡ができていないもの、これについては27件あります。そのうち、27件のうち、C判定のものが18件となっております。このものについても、当然、全く作業をしていないという訳ではありませんので、一連の状況の中で連絡が取れていないという状況でありますので、このものを含めて再度、追跡調査については、行っていく予定であります。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也君。

**○9番（鈴木辰也）**

今、C判定の物件の数は聞きましたが、特に危険というA判定とされている、隣近所に非常に悪影響を及ぼすであろうというA判定の物件については、何件ありますか。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長 平嶋隆君。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

先ほど申し上げましたが、A判定は10件であります。連絡が取れていないもの、A判定で連絡が取れていないものについては、4件となっております。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也君。

**○9番（鈴木辰也）**

色々調査をしているのは分かるのですが、なかなか所有者の特定ができないという物件に対して、特にこのA判定の物件に対して、今後、どういうふうに追跡調査をすると言ってもなかなか追跡調査というのは難しいと思うんですね。そうした時に、答弁の中にもありましたけれども、

基本は所有者である人が処理をするという原則だと思いますけれども、今後、この4件について、町は取れなくて、非常に危険な状態になった時に、どのような対策を取れるのか、どういうふうにやるじゃなくて、どういうような取って行ける可能性があるのか、というのを伺いたしたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長 平嶋隆君。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

基本的には、追跡調査を行って、あくまでも所有者の方の、所有者は当然、管理責任があるということで、所有者の方を追跡をして、確認をして是正をしていただくということで考えております。また、それができなかつた場合等については、色々国の方でも補助事業等もあって、県内では、千葉市で一部その補助事業を行っているということであるのですが、当町においても、その補助事業等も検討していかなければならないと思いますが、基本的には所有者の方の責務において是正をしていただくことが、本来の目的であると思いますので、それらを中心に、とりあえず、とりあえずと失礼なんです、実施をしていきたいということで考えております。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也君。

**○9番（鈴木辰也）**

今、千葉市で補助事業をという話がありましたけれども、これは国庫事業である社会資本整備総合交付金事業、空家再生等推進事業、除去事業タイプ、活用事業タイプというような交付金事業がありますが、このことを指しているのかどうか、今の答弁では分かりませんが、これは地域の活性化を目指して空家等対策計画に基づき空家等の活用や除去のために市町村に対して支援を行うという事業であります。これについて、鋸南町が対象になるのか、鋸南町としてこの事業の申請はどのように考えているのか、伺います。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長 平嶋隆君。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

今、ご指摘のありました千葉市の事業であります、これは千葉市において、今年度から実施している事業でありまして、県内においては唯一千葉市だけが行っているというものであります。

また、これについては、鋸南町はできるのかというようなご質問ですが、これは実施ができる事業体の条件といたしまして、町の空家対策計画があること、また協議会があることが基本的になりますので、鋸南町はこの事業には、申請をすることができると思います。

また、これに対する町の考え方ということですが、本町においても計画の基本方針にあります空家の市場流通の活用促進、また空家の抑制、解消において、特定空家等の対応について、行政支援についても明記しておりますので、今後、補助事業等の活用については、検討していか

ればならない課題と考えます。しかしながら、先ほどの町長答弁にもありましたとおり、町では現在、とりあえず所有者の方の責務において、第一にやっていただくということを基本的な目途としておりますので、そういうことをやっていきながら、その対応の中で、所有者の方のニーズや今後の各自治体の動向等を踏まえまして、状況を確認しながら補助事業の導入等については、検討していきたいと考えます。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也君。

**○9番（鈴木辰也）**

それでは次に、プレミアム付商品券事業について質問します。

このプレミアム付商品券事業の鋸南町の購入対象者、これはどの位見込んでいるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただ今のご質問にお答えします。

プレミアム付商品券につきましては、平成27年に行われました臨時福祉給付金の際の事業実績を基に、今回、世帯数といたしまして、非課税世帯2千世帯、そして2016年4月2日から19年の9月30日までのお子様を100名と見まして、2,100世帯というところの中で、そちらの方で概算を出させていただいたところでございます。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也君。

**○9番（鈴木辰也）**

分かりました。この商品券の販売場所、今後、調整するということがありますけれども、今現在で構いません、販売所は町として何処を考えていますでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩）**

現在、想定をしております販売所につきましては、役場本庁、それからすこやか、そして中央公民館、こちらの3カ所を考えてございます。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也君。

**○9番（鈴木辰也）**

今の町の考え方でいきますと、佐久間地区で販売ということが考えていないのか、できないの



か、ちょっと分かりませんが、佐久間地区でも笑楽の湯とか郵便局とか販売をお願いしてやっていたような公の、半分公の場所があると思いますけれども、そういったところをお願いをするというのは難しいのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただ今のご質問に答弁させていただきます。

郵便局につきましては、民間ということの中で、なかなか難しいことであろうかと思います。

取り扱いにつきましては、やはり個人情報等が、かなり優先的に含まれておりますので、そうなりますと、公共の施設と言いますと、老人福祉センターということになりますけれども、老人福祉センターにつきましては、非常勤職員が日勤で2名の体制、2名から3名の体制で常時居ることになりますが、この5月から正式な形で、貸切風呂の方もオープンしたところでありまして、かねてから職員数は増やして対応しているところでありませぬので、なかなかその点につきましても、事務の点で、受付等色々施設の管理とかで人を割かれることもありますので、体制的には無理ではなかろうかということで、今回、大本としては、老人福祉センターにつきましては、外しているという状況でございます。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也君。

**○9番（鈴木辰也）**

そういう状況であれば、佐久間地区の方々が、そういう商品券を買うのに役場まで来る、来れない方がいらっしゃるかもしれない。そういった時に、買うのに届けてあげるとか、申請があったら届けてあげるとか、そういったような対応策、売り方ができるのかどうか。また、町がそういうことを考えているのかどうかをお伺いします。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩）**

ご指摘のような部分もあろうかと思いますので、商品券の販売については、今後、詳細を商工会等とも協議をしながら決めることになっておりますので、そういった中で協議を進めて、できる限りの何かができれば良いのかなということで、検討させていただきたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也君。

**○9番（鈴木辰也）**

是非、検討していただいて、買いやすいような状況を作っていただきたいと思っております。

また、答弁では、大型店との差別化ができないと、国が作成したQ&Aに記載されているとの

ことです。この制度の概要等に規定する事項以外は、各市町村が独自に実施してきた商品券事業の実施方法など、自治体が最も適切と考える方法を認め、自治体における迅速、円滑かつ効果的な事業執行を後押しすると制度に書いてある訳ですけれども、この制度概要というのを見て見ますと、購入限度額、割引率、使用可能期間、取り扱い事業者などが挙げられておりまして、Q&Aには書いてありますが、この事業概要には、そういったところが触れられておりません。できればもう一度、国の方に確認していただいて、できれば地域の活性化ということも考えると、前回のプレミアム付商品券のような、ある程度の差別化ができる事業にさせていただけたらと思いますが、どうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩）**

先ほど申しましたように、Q&Aには、そういった記載がございますけれども、再度、確認をさせていただきたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也君。

**○9番（鈴木辰也）**

お願いをします。

続いて、都市交流施設周辺整備について伺います。

この答弁では、都市交流施設との連携を踏まえた導入機能の検討、また施設整備計画を策定するとありますけれども、今回、計画する施設については、都市交流施設保田小学校、今の施設と一体の施設と考えるのか、また連携を踏まえたということであると、今度、整備する施設によっては、今ある施設とは別で、連携をしてやっていくというような考え方もできる訳ですね。今現在、どういう施設になるかということ、はっきりしていないのですが、町としての考えは一体なのか、基本的には一体施設と考えて良いのかどうか、いかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長 平野幸男君。

**○総務企画課長（平野幸男）**

今回の取り組みにつきましては、現在の都市交流施設保田小学校の機能の補完、拡充といったようなことを含めまして、そのことによって来場者の利便性の向上、更に満足度を高めるというような取り組みになると思います。そういったことを考えますと、今までの管理方法を踏襲しまして、一元的に管理するということが一番望ましい方法とは思いますが、ただ、今議員おっしゃられたように、今後の機能想定の中で、一元的に管理することが効率的ではない場合も考えられますので、その辺は、今後の検討の中で決定していきたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也君。

**○9番（鈴木辰也）**

管理運営方法については、どういった施設が整備されるかによって、またある程度変わってくるということです。できる限り使い勝手の管理・運営のしやすい方法にさせていただければと思います。

また、今回の周辺整備では、駐車場のスペースが土日祝日には足りず、非常に長い列ができるということですが、実際、今度この周辺の土地の面積が約1万3千㎡ですか、そのうちの駐車スペースというのを町として、どの位必要かなと考えているのか、分かればお願いします。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長 平野幸男君。

**○総務企画課長（平野幸男）**

現在、基本計画を作成するための事業者の選定作業を進めている訳ですが、その中の前提条件として、事業の範囲を今、議員おっしゃられたように1万3千㎡程と想定はしております。

その中で、駐車場用地として見込んでおりますのが、全面積の2割程、3千㎡程、約900坪程を駐車場の用地として想定して事業者の選定にこれから進めていくというような状況でございます。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也君。

**○9番（鈴木辰也）**

今現在、道の駅保田小学校の駐車場に、かなり多いかどうか分かりませんが、キャンピングカーが駐車しています。このキャンピングカーの車中泊ということは、日本全国の道の駅等々で色々な問題が挙がったりしているところですが、今のところ、保田小学校ではそういうお話を聞きません。挙がって来ていないと思いますけれども、その確認ですが、こういう車中泊の問題というのは挙がってきていることはありますか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長 平野幸男君。

**○総務企画課長（平野幸男）**

実際に今、現状を駐車場にキャンピングカーの方、車中泊の方が増加しているということについては伺っておりますが、そのことによって、施設環境等の影響を与えるかということについては、特段報告を受けてはおりません。

以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

鈴木辰也君。

**○9番（鈴木辰也）**

国交省の公式サイトでは、「道の駅での車中泊に関しては、道の駅は休憩施設であるため、駐車場など公共空間で宿泊目的の利用はご遠慮いただいています。もちろん道の駅はドライバーなど

皆さんが交通事故防止のため24時間利用できる休憩施設であるので、施設で仮眠を取っていただくことは構わない」と謳っている。周りに迷惑がかからなければ、それは認めて良いのかなという思いもあります。インターネットで調べていると、この道の駅保田小学校、関東での車中泊ランキングの上位に紹介されている訳ですね。今、非常にキャンプブームになっております。そして、キャンピングカーを購入される方も非常に増えてきていると聞いております。そうすると、今後、今までのようにマナーを守ってくれる人ばかりとは限らなくなってくる可能性があります。この道の駅、全国的に車中泊ダメという道の駅もありますし、逆にウェルカムでどんどん来て下さいという施設もある訳です。今回、新たに駐車場をつくる訳です。そういった時の考え方として、RVパークというリクレーション・ビークル、キャンピングカーの駐車場、これは、日本RV協会が推進している駐車場がありまして、日本全国で123件の道の駅に設置されております。千葉県内には、3件の場所があつて、そのうちの1件が白浜の道の駅に設置をされております。この条件は、7つありまして、ほとんどお金をかけなく整備できる訳です。唯一やらなければいけないかなと思うのは、電源コンセントを設置するという事。あとは、入退場の制限が緩やかである、これは大丈夫ですね。ゆったりとした駐車スペースを有する、これも大丈夫です。1週間程度の駐車が可能である、これもそういう場所であれば大丈夫だと思います。近隣に入浴施設があるか、シャワー設備を備えていることが望ましい、これはお風呂がある訳ですから大丈夫ですね。ごみ処理が可能であること。トイレなどの設備を有すること。特にこれを設置することによって、費用がかさむということは、なかなか考えづらい。電源コンセントが設置できれば、そういう駐車場を設置できると。そうすると、新たに、この日本RV協会の方でも宣伝をしてくれるということになります。白浜の利用状況は、多い少ないは分かりませんが、平成30年度は、年間延べ110台、平成29年度の70台から1.5倍に増えているということですので、これから先、増える可能性はあると私は思います。そして、道の駅保田小学校を中心として、そこを基本として、この南房総を観光していただくと、あそこに滞在していただくということは、非常に良いことだと思いますので、検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[ベルが鳴る]

#### ○議長（青木悦子）

60分を超えたら質問はできませんけれども、答弁をすることは可能ですので、答弁をしますか。

総務企画課長 平野幸男君。

#### ○総務企画課長（平野幸男）

キャンピングカーのRVパークの件でございますが、特に、この道の駅保田小学校は、入浴施設があるということもあつて、そういった方の利用が多くなっているんだと思います。将来的にニーズがあるというような話でもございますが、そのことによってサービスの向上、機能強化になるのであれば検討をしていきたいと思いますが、一方で新たに設備投資をする、いわゆる費用対効果の関係もありますし、一般の駐車場を利用される方との影響もあると思いますので、その

辺も含めて検討させていただきたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

以上で、鈴木辰也君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩をして午後1時30分から会議を再開いたします。

…………… 休憩・午前12時06分 ……………

…………… 再開・午後 1時30分 ……………

**◎一般質問**

**◎11番 笹生正己**

**○議長（青木悦子）**

休憩を解いて、会議を再開します。

次に、11番 笹生正己君の質問を許します。

11番 笹生正己君。

[ベルが鳴る]

**○11番（笹生正己）**

私からは、関連していることも多い3件の質問を通告してありますので、順次質問させていただきます。

まず、医療機関について伺います。

かつて鋸南病院は、医療制度改革や医療費の抑制などにより、医療を取り巻く環境は厳しく、経営は悪化の一途を辿っていました。さらに、平成18年、看護基準が見直され、看護師不足が顕著になり施設の一部を閉鎖せざるを得ない状態でありました。

総務省地方公営企業経営アドバイザーの指導、助言を受けたり、議会でも企業会計検討委員会、病院改革会議を設置し、病院運営のあり方について様々な協議を重ねてきたこともありました。

この頃は、病院スタッフに対するクレームも多く、この2階の委員会室で「今度こそ、きつく言わせてもらいます」と町長が3度目に強くおっしゃったこともありました。

平成20年4月から指定管理制度に移行し「鋸南きさらぎ会」に運営をお願いし、現在に至っている訳ですが、病院の運営は医師の派遣期間、これは、担当医が代わるということを嫌う患者が、かなりの数いるというので申しましたが、それ以上に看護師が退職したことによることが経営環境の悪化に大きく影響していると考えられます。

また一方、町内の医院についてですが、これも病院にとって、良い点、悪い点、影響がないとは言えませんので申しますが、山田医院の医師の体調の問題、あるいは竹内クリニックの今後の

方針などを聞き及んだ人達が、医療について不安に思うことは当然と考えます。施設は鋸南町で、運営は指定管理者ということは、承知の上でお聞きしますが、町の医療機関も含めた鋸南病院の今後について、町長の率直な考えを伺わせてもらいます。

次に、地域福祉について質問します。

地域福祉計画は高齢者、児童、障害者などの分野ごとの「縦割り」ではなく、住み慣れた地域で行政と住民が一体となって支え合う総合的な地域福祉に取り組む計画です。

平成30年4月の社会福祉法の一部改正により任意とされていたものが努力義務とされました。南房総市は作成中と伺いましたが、鋸南町ではどのように考えているのか伺います。

続いて、町長の所信について伺います。

この5月8日の初議会にて、白石町長は所信を述べられました。

私どもと認識は異なる筈も無く、人口減少や少子高齢化対策について「喫緊の課題」と申されました。

全国をみるとそれらの問題が顕著化している自治体は他にも沢山あります。どの自治体も考え、手を打ち施策を実行していると思われる中、失礼かと存じますが、他にもいっぱいあるからといって、赤信号を皆で渡るがごとく、手をこまねいている訳には参りません。

これは、手を打っても結果が伴わなければという意味で申しましたが、何十年も妙案がなかった難しい問題であります。郷土愛の一層強くなったとおっしゃる今の町長の具体的な施策を伺いたいと思います。

以上で、最初の質問を終わらせていただきます。

#### ○議長（青木悦子）

笹生正己君の質問について、町長から答弁願います。

町長 白石治和君。

[町長 白石治和 登壇]

#### ○町長（白石治和）

笹生正己議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「医療機関について」お答えいたします。

「鋸南病院を含めた町の医療機関についての考え」についてでございますが、本町に所在する医療機関は、町民の医療のみならず、保健、福祉等においても重要な役割を担っております。

特に、鋸南病院は、本町のみならず、内房の海岸線において唯一の病院として、過疎地域における医療維持、第二次救急病院としての役割を担っております。

将来、本町における医療を確保する上で、総合的な受け皿としての役目も担わなければならないと思っております。

このことから、益々、鋸南病院の健全な長期的運営が求められていますので、引き続き、指定管理者である「医療法人財団鋸南きさらぎ会」と連携を密にし、病院経営に取り組んで参りたいと思っております。

しかしながら、国や自治体の公立病院、日赤などの公的病院について、厚生労働省は、手術件数などを分析し治療実績が乏しい場合は、統合や再編を促すことを決め、この夏にも具体的な病院名を公表し、地域での議論を求めることとしているようでございます。

加えて、医療提供の形が、在宅医療へ転換が進められている昨今、将来的な鋸南病院の体制、形態等を考えなければならない状況でもありますので、社会情勢、地域情勢等を踏まえながら、指定管理者と協議を重ね、今後の医療提供のあり方を検討して参りたいと思っております。

2件目の「地域福祉計画について」お答えいたします。

市町村地域福祉計画の策定は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに限定された事項であり、住み慣れた地域において、高齢者、児童、障害者、生活困窮者などの分野ごとの「縦割り」ではなく、それぞれの圏域の実情に応じた形で、行政や保健、福祉等の関係機関と住民が一体となって支え合う、「地域共生社会」の実現や「我が事・丸ごと」の地域福祉理念の実現を目指す仕組みづくりに取り組むための計画でございます。

平成30年4月の社会福祉法の一部改正によりまして、計画策定は「任意」から「努力義務」とされ、同時に、地域における高齢者の福祉について策定しております「高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画」及び障害者の福祉について策定しております「障害福祉計画」並びに児童の福祉について策定しております「子ども子育て支援事業計画」の「上位計画」と位置付けられております。

現時点において、本町の地域福祉計画は、未策定の状況であります。

地域福祉計画の策定につきましては、「高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画」及び「障害福祉計画」が、平成30年3月に策定され、平成30年度から令和2年度までの3ヶ年の計画として、現在計画を遂行中でございます。また、今年度に策定する「子ども子育て支援事業計画」が令和2年度から5ヶ年の計画であることから、計画の整合性や費用軽減を図る上で、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及び障害福祉計画の次期策定に併せ、当該計画策定も来年度に実施することとしております。

3件目の、「町長の所信について」お答えいたします。

「人口減少や少子高齢化対策の具体的な施策」についてであります。国立社会保障、人口問題研究所が作成した平成29年推計、日本の将来推計人口によると、わが国の人口は、明治以降、増加の傾向にあったものが、2008年をピークに減少に転じており、人口減少時代を迎えています。

また、人口構成も変化してきており、65歳以上の高齢人口は増加傾向に、15歳から64歳の生産年齢人口は減少傾向にあることから、人口急減、超高齢化による経済規模の縮小、自治体の担い手の減少、東京圏の高齢化、社会保障制度と財政の持続可能性など多くの問題が生じてくる恐れがあると言われております。

本町を見ましても、平成27年国勢調査と、平成22年調査を比較しますと、人口は928人減少しており、減少率は10.37%と、県下では、最も高い減少率となっております。

高齢化率も、平成30年4月1日現在で、45.8%と県内2番目となっており、喫緊の課題であることは、所信表明でも申し上げたとおり強く認識しております。

町の将来に大きく影響を及ぼす課題を解消するため、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基に、「鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地域の特徴を活かした自立的で持続的な社会を実現するため、人口減少対策や地域経済活性化、持続可能な地域づくりに向けた施策の方向性や目標を定め、取り組んで参りました。

道の駅保田小学校をはじめ、鋸山やばんやなど、集客力の高い施設から町内全域に周遊を図ることによりまして、新たな人の流れを生みだし、交流人口の増加によって、移住促進に努めてきました。

また、幼稚園保育料や給食費の無償化、教育施設を集約することにより、子育て世帯の負担軽減、親子の集いの場として子育て広場を開設し、安心して子ども子育てができる環境整備を進めて参りました。

今後は、所信表明の中でも申し上げましたとおり、住環境や雇用の対策では、新たな居住空間を生み出すために、町有地などの未利用地を利活用した住宅用地の整備や、本町から労働力を必要としている都市圏への、通勤などに利用することができるバス運行の具現化を検討して参りたいと思います。

人口減少や少子高齢化対策については、即効薬はないと考えておりますが、町総合戦略に示した施策を着実に実行していく他、先進事例の取り組みを学ぶなどをして、本町にあった施策を検討して参ります。

以上で、笹生正己議員の一般質問に対する答弁といたします。

#### ○議長（青木悦子）

笹生正己君、再質問はありますか。

笹生正己君。

#### ○11番（笹生正己）

今、お答えになった国の考え、方針は、一部理解できます。社会保障給付費、特に医療、介護は伸びが大きく、立ち行かなくなる程になっております。

2016年度予算ベースで118兆円だったものが、推計では、2025年、あと5、6年先には、150兆円に達すると予測が出ています。

病院や、介護施設の利用を控えろということですがけれども、しかしながら、家で看ると言われても看れない家庭も多く、そして、これから更に増えるのではないかと私は思いますけれども、皆さんどう思いますか。

#### ○議長（青木悦子）

保健福祉課長 杉田和信君。

#### ○保健福祉課長（杉田和信）

議員がおっしゃられるように、また町長の答弁にもございですが、国との病院にあつては、統



合やら再編、そのような形を取っていくような方向で、今進められているようでございます。また、在宅医療、介護につきましても、移行が進められている中で、家庭の中におきましても当然ながら、そのように家の中で看られない方という方が増えるということは、当然ながらあろうかと思っております。

以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

笹生正己君。

**○11番（笹生正己）**

現状で鋸南病院、健全な運営に近づけるには、まず看護師の人数と思いますが、どう思います。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

議員ご指摘のとおり、やはり病院の運営等行うにあたりましては、看護師のいわゆる確保等が、やはり必要になってくると思われます。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

笹生正己君。

**○11番（笹生正己）**

異動した6人辞められたという話は聞きましたけれど、異動した看護師の中に、条件は鋸南病院の方が良かったと言った方がいたということをお伺いしましたが、鋸南病院の労働条件は、他の医療機関と比べてどうなのでしょう。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

鋸南病院につきましては、比較的症状と言いますか、病状が安定される方という方が多くおられる中で、やはり看護師さんの中でも勤務する上で、救急的な対応を迫られる、そういった状態が数多くある訳ではないので、勤務的には、精神的なものとか、労働的なところの中で、他の病院さんと比べれば良いというところもお伺いをしたこともございます。また、これは給料的なところの中になりますけれども、手当の中で、通勤手当等につきましては、鋸南病院さんの方では、上限を持たずに、一応、実手当と言いますか、いわゆる全額支給ということの中で、支給の方をされているということに関しましても、そのようにおっしゃられていることではなかろうかなと思っております。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

笹生正己君。

**○11番（笹生正己）**

救急がある、ない、それは労働条件で、労働時間は結構負担になる方もいるかと存じますが、複数の看護師が辞めるに至った原因ですね、それはきさらぎ会の問題ですけれども、町として、そしてまた、きさらぎ会にも関係しているのです、きさらぎ会としての分析はどのように思っているのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

やはり町にとりましても、看護師さんが急に辞められるということは、危惧しているところでありまして、その点につきまして、きさらぎ会さんの方に確認しておるところであります。

会のほうで確認をさせていただいた中には、家庭において介護をせざるを得ない状況だとか、ご本人の体調の変化と言いますか、具合が悪くなったり、あと中には、勤務的な面からか、やはり鋸南病院の方には、かなり遠くの方から通われている方がおられますので、やはり近くの医療機関とか介護施設とか、色々そういった形の中で、通勤の精神的な面を考えて辞められる方がおられるということで、自己退職ということの中で、結構そのようなことで辞められているということをお聞きしております。

以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

笹生正己君。

**○11番（笹生正己）**

介護施設、これは後から後からできるような感じで、高齢化が進めばそういうふうになるとは分かりますけれど、新しい介護施設、その施設によっては、看護師も当然居る施設もございます。そのようなところは、どこかから引き抜いてこななければいけない。引き抜くか、あるいは新卒、そうじゃなければ、元々居なかったところに需要が生まれるんですから、引き抜かれたって言い方が悪いかもしれないですけども、そういう可能性だって私は何人かの中には、6人の中には、居ないとも限らないですけども、どうですか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

当然辞められる中には、先ほど申しましたとおり、勤務時間の短縮だとか、色んな精神的な面が多々あるかと思えます。今、議員さんからおっしゃられたとおり、中には知り合い同士というところの中で、一緒に働けば精神的に当然、働きやすいと言いますか、そういったことの中で、辞められた方もおられるとは思われます。

以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

笹生正己君。

**○11番（笹生正己）**

鋸南病院についてじゃないんですけれども、他の施設で2度程同じ話を聞いたことがあります。「新しく私がつくるので、友達のあなた来てください」とそうすると、どっちが良いということもあるけれども、友達に義理を果たす、そういう話が2回聞いたことがあります。

きさらぎ会では、看護師を人材派遣会社に依頼しているけれども、なかなか見つからないということは、この前、院長がおっしゃっていました。きさらぎ会だけではなく、町でも他から引き抜いてでも補充する位の気持ちを持ってあたらないとならないと私は考えています。

町長、なかなか議員会館に「お宅の町長はマメだよ」という話は聞いたことはあるんですけども、色んな人材、普通これを使うとか、そういう言い方をすることがあるんですけども、広い交友関係で看護師を世話してくれる方とか、そういう方に依頼して看護師来ていただける、勤めてもらう人を探してもらえないのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただ今の質問にお答えします。やはり、きさらぎ会の職員ということの中で、雇っている訳でございますので、当然、町の方も関与しなければいけないところではございますが、ハローワーク等も人材の募集とか、人材派遣会社においても、そちら方に依頼をしたり、公的な時にやっておりますけれども、奨学金制度を活用した中での学校、高校の方へと就職の方の斡旋と言いますか、お願いにあたり、あと看護学校の方の大学の方へと出向いた中で、やはりそういったことの中をやられた中で、看護師等の確保を図っていただければと思っております。

以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

笹生正己君。

**○11番（笹生正己）**

私、以前、きさらぎ会ができた時に、評議員に何故かなってしまして、その資料がこんなにあります。5年分位ですね。この中に収支書もあるし、色々な資料があって、内容には、質問したいこともございますけれども、仮にですよ、今、きさらぎ会団という感じなんですけれども、任せているから勿論、言い方を変えればそのようになりますけれども、もし、仮に院長が、今70歳位ですか、理事長が仮に、もうこれで、もう辞めさせてくださいということになったら、その次のというか、今後について、今から考えるという訳にはいかないですけれども、引き続いて鋸南病院を運営する、私はその後を継ぐ人が簡単には居ないと思うんですけれども、どのように思いますか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。既にきさらぎ会さんには、11年間という長きに渡って指定管理者としてお願いしているところでもあります。令和4年度まで協定の方は結ばせていただいている中で、やはり議員ご心配のとおり、そのようなことがないとも限りませんが、当然ながらきさらぎ会さんとは、定期的また随時に会議等の中で、色々と運営また経営に関しまして話し合いを持っているところでございます。当然、そのところも踏まえた中で、今後にあたって病院の体制なり、今後の医療のあり方等も含めまして協議をさせていただくということで、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

笹生正己君。

**○11番（笹生正己）**

あらゆる可能性を考慮し、今の指定管理委託先との連携も密にし、先ほど町長が答えられましたけれども、健全な長期運営を目指していただくことをお願いし、質問を変えます。

先ほど最初の質問で質問をしたとおり、この地域福祉計画は、先ほど答弁にあった高齢者、介護、障害者、加えて子育て、これらの計画を個々に全て作れば同じではないかというのと、まるっきり違いますし、一般的にですが、計画策定の構想から計画書の完成するまで2年程度は必要とされています。そこで、来年度この計画に着手か、やりますということは着手と私は考えたのですが、この社会福祉法ではないんですが、地域福祉計画の意義というのをご存知でしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

大変申し訳ございませんが、私もこの計画については、ただ今勉強中と言いますか、色々とそういう状況でございますけれども、個人の尊厳を重視した中の対等、平等の考えに基づいた中で、地域住民全てで支える社会福祉に変わっていくためには、当然ながら地域住民の参加が不可欠ということになります。その地域住民の方の自発的、積極的な行動が重要であると求められているものではないのかなというところで、そのようなものではないかという認識でしかおりません。

**○議長（青木悦子）**

笹生正己君。

**○11番（笹生正己）**

平成12年に介護保険が始まりました。同じ年に、社会福祉事業法が社会福祉法になったこと、これは知らなかったのか、忘れたのか、私も勉強不足を悔いるものですが、今おっしゃったとおりです。それは他にもあります。社会福祉を特定の人に対する公費の投入と思わず、むしろ社会

福祉を通じて地域の活性化をさせるものとして、積極的に取り組むべき、そしてもう一つ、皆さん良いですか、地域福祉計画が21世紀の福祉を決定付けるものとして、自治体の首長、議会のリーダーシップを期待するとなっています。これを聞いてどう思いますか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただ今の質問に答弁させていただきます。議員ご指摘のとおり集団的な活動においては、リーダーシップが必要とは思っております。当然、地域における課題というのは、様々ございますので、地域性を考えた上で当町においては、区単位が1番よろしいのかなというところでも思っているところでございます。

現在、社会福祉協議会と保健福祉課の中にあります地域包括支援センターで、そちらの方で連携をした中で取り組んでいるところでございまして、主体は社会福祉協議会さんをお願いしているところでございますが、今、奥山区をモデルとした中で、地域の課題に取り組むような、そういった体制作りをしているところでもございます。そちらの中で、区長さんを先頭としてお願いしているところでありますが、そういった取り組みを、モデルといたしまして、今後、町全体へと展開をできればな、というふうなことで考えておりますので、そのような状況の踏まえた中で、地域住民が参加していただいた中の地域社会の実現へと進められたら良いのかなということ思っております。

以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

笹生正己君。

**○11番（笹生正己）**

南房総に聞いてもらった結果、今年度完成するようです。全国あるいは、県での状況はどうなんでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

全国の市町村数、昨年4月1日でございますが、1,741の自治体がございます。策定済みの件数といたしまして、1,316、75.6%の自治体が策定されているようでございます。5万以上の市町村においては概ね9割、そして1万人未満の策定率が大体5割ほどということになっております。県におきましては、54自治体がございます、32の自治体が策定されて、20が未策定の状況でございます。

以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

笹生正己君。

**○11番（笹生正己）**

この件についての町長答弁では、最後に来年度実施するとありました。予算はどれ位考えているのか、また先ほど申した、一般的には2年程度かかるものですよ、ということは言われていますけれども、それを1年で作ると考えているのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

やはり、この計画につきましては、当然、町ばかりではなく社会福祉協議会における地域活動計画というのをも併せて作成をしていただくこととなりますので、やはり2年ばかりの期間は有するのではなかろうかと思っております。そして、その地域活動計画と合わせた金額につきましては、昨年、策定を検討しておりましたので、見積もりを徴した結果、600万位、両方合わせたの計画でございますが、600万程かかるというところでございます。そして、答弁にもございましたとおり600万というのは、額がかなり高いようなものでございますので、そのところをいかにして費用の削減を図るかというところの中で、今回、答弁にもございましたとおり高齢者福祉計画、また障害者福祉計画と併せた中で、策定することが、アンケート調査とかというものを一体的にできるというところの、郵送料とか他のことも削減になるのではなかろうかなと思ひまして、来年度、策定を行いたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

笹生正己君。

**○11番（笹生正己）**

この計画は、計画して目標をプランニングして実行したら評価し、改善策を次のプランに活かしていく。評価が必要なんです。市ほど人材的にも、財源的にも恵まれていない小さな町では大変なことだと思います。それで5割という数字かと思うんですけど、今月1日の青少年健全育成推進大会の来賓挨拶で、町長は自分を律する自立の話をされました。私としては、久しぶりに聞きましたが、首長が自分を律すると共に、町にも言えることではないのでしょうか。合併した市に比べ遜色ない福祉を確立すべきと私は考えますけれどもいかがですか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただ今の質問に答弁させていただきます。町も福祉に携わっている訳でございますが、社会福祉協議会におきましても、その地域における福祉に携わっているところでございます。町、社会福祉協議会が一体となって福祉の充実に努めて参りたいと考えておりますので、よろしく申し上げたいと思ひます。

以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

笹生正己君。

**○11番（笹生正己）**

この国全体が少子高齢化、人口減少を問題提起して対策を考えています。この町では既に超高齢化と呼ばれるレベルになっており、地域住民が、住民同士が支え合い、助け合わなくてはならなくなってきています。国の福祉政策の先を行くような福祉施策をお願いし、次に移ります。

昨年、町政懇談会を町内各所で開きました。吉浜区の話ですが、10月16日でした。よくご存知の方だと思うんですけども、80歳の男性から町の将来を憂いた質問がありました。覚えておいででしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長 平野幸男君。

**○総務企画課長（平野幸男）**

その時の吉浜区の町政懇談会の記録でありますと、人口の減少、農業、漁業、企業の衰退で、鋸南町は危ういのではないかとというようなご発言があったと記録が残っております。

**○議長（青木悦子）**

笹生正己君。

**○11番（笹生正己）**

勿論、その答えも分かりますよね。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長 平野幸男君。

**○総務企画課長（平野幸男）**

その際の町長が答えた答弁としまして、人口が減っても町民の皆様には、自信を持って欲しいと申し上げております。それから、言い換えればこのことは、町民の皆様には、後ろ向きではなくて前向きに地域の活性化に取り組んで欲しいというような主旨の回答だったと思います。その際に、申し上げた内容は、今回、町長が所信表明にて申し上げた子育て支援だとか、また町外への通勤されている方への支援等々、人口減少を食い止めるための施策等についても申し上げたと記録が残っております。

**○議長（青木悦子）**

笹生正己君。

**○11番（笹生正己）**

その方は、質問をはぐらかされたと思っているようです。私もそのように感じました。懇談会の話をするので、もう1点質問させてもらいますけれども、過疎債の説明も毎回されます。町の前算の説明の際にも、過疎債を使うんだと。有利な起債だということは当たり前のことですが、この過疎債を何年ももらっているということは、大変恥ずかしいことだと私は思うんですけども、どう思いますか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長 平野幸男君。

**○総務企画課長（平野幸男）**

過疎債についてご質問ですが、そもそも過疎債の基本となります過疎対策の自立促進特別措置法、この定義を申し上げますと、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能および生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域ということでございまして、過疎債を仰いでいるということでございますと、こういった状況に長くあるという状況であると思います。それによりまして、過疎債対策の目的としましては、そのことによりまして、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずるということでございます。

**○議長（青木悦子）**

笹生正己君。

**○11番（笹生正己）**

過疎債をもらって、それで事業をして、過疎債の原因である人口減少、そういう他のこともできるだけ食い止める事業をしていくというのが本来の目的だと思うので、それが町長もそうですし、私共も、えばったことは言えませんが、役場の現在の人口1万1千なんぼというのがずっと出ていましたよね。それが今ではありませんけれども、人口減少、これは先ほども申したように簡単にできる問題じゃないです。私の父も議員をやっていたから、その時から申しておりました。鋸南町は耕地が少ない、漁師は天気任せ、企業がない、産業もその時は菜っ葉だったかな、あまりない、産業を育てなきゃいけないということをやったけど、なかなかそれがなんなのか、企業がどういう条件で来てくれるのか、なかなか見つからない。そういう立地条件もありますし、色々な原因があると思います。ただそれが、人口減少が緩やかに、少なくとも緩やかにならなきゃいけないけれど、ちょっとこの町早いですよね。

ところで、皆さん日本における限界集落という定義というか概念はご存知だと思います。5割以上が高齢者で冠婚葬祭など含む社会的共同生活や、集落の維持が困難になりつつある集落、こういうことです。人によっては2度と人口増加に転ずることはないと言った学者もおりました。農水省も国交省も調査していますが、どれ位の数があるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長 平野幸男君。

**○総務企画課長（平野幸男）**

町の限界集落を、まず申し上げたいと思いますが、一昨年、平成29年の4月1日現在、65歳以上の方が50%以上は26区のうち6区でございます。これは、当然のように毎年増える状況にはございます。

それから、全体として国土交通省の方の集落状況調査というのがございまして、これはだいぶ古いものですが、2008年が、平成20年が最終報告ということでございますが、この中では、全国でいわゆる高齢者が半数以上占める集落が7,878集落、全体の12.7%、



それから笹生議員がおっしゃいました機能維持が困難となっている集落が2, 917集落、全体の4.7%というのが、今から10年ほど前の調査の結果と理解しております。

**○議長（青木悦子）**

笹生正己君。

**○11番（笹生正己）**

私は、高齢者人口50%、限界集落、これは集落は自治体の中の集落が限界集落と言われるんですけども、町全体が50%になる、それが一つの目安だと思っています。限度だと思っています。そうならないために何かやらなければいけない。何かやらなければいけない、町長に「お前はどうか考えるんだ」と言われれば、私も妙案は勿論、勿論といったらいけないんですけども、ありません。でも、一緒に考えて、それを少しでも、もう2度と戻らない人口の割合にならないようにしていかなければいけないと思います。それで、この限界集落の先ほど言った、限界集落の再生っていう項目がその後に載っていました。これは色々な農家レストランとか、カフェとか、コミュニティ施設だとか、そういうのを立ち上げて成功例がそんなに多くはないですけどあります。活気が戻ったという。限界集落になった後に、そういう活気が戻ったという例があります。できれば、そういうものは、そのままこの町に当てはめることはできないかもしれませんが、先ほど町長おっしゃったように、先進事例から学んでどうにかやっていかなければいけないと答えられたのがありましたけれども、そのように私共も一緒になって考え、どうにか50%、50%を切らないように、それで、できれば上向きようにしていきたいと思いますので、役場の幹部の職員も含めて、私共も一生懸命やっていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

以上で、笹生正己君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩をし14時35分から会議を再開いたします。

…………… 休憩・午後2時22分 ……………  
…………… 再開・午後2時35分 ……………

**◎発議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（青木悦子）**

休憩を解いて会議を再開します。

日程第5 発議案第1号「議会の議員の議員報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条

例の制定について」を議題といたします。

提出者、鈴木辰也君より趣旨説明を求めます。

提出者 9番 鈴木辰也君。

〔9番 鈴木辰也 登壇〕

### ○9番（鈴木辰也）

発議案第1号「議会の議員の議員報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、私のほか3名の議員の賛成を得て提出したもので、議員の報酬年額の5%を削減しようとするものであります。

町の厳しい財政事情を背景に、議員の報酬については平成17年度から10%の削減を行い、平成26年度からは財政調整基金の増加等、財政事情が好転したことから、削減率を5%として継続している。

近年、町財政は、実質公債費比率が15%を割るなど、改善されているとはいえ、歳入については、国からの地方交付税の伸びは期待できず、人口減少や地域産業の不振等による税の減収が予想されており、財政力指数は依然として低い水準に留まっており、また歳出面においては、各種団体への補助等は復元されないままにあることから、これらの状況を判断した中で「議会の議員の議員報酬年額の特例に関する条例」を改正し、平成30年度に引き続き令和元年度末まで、議長、副議長及び議員の報酬年額について、100分の5を削減しようとするものであります。

なお本条例については、本年6月1日から施行するものとし、削減額は保育料や給食の無償化に続く、更なる教育行政の充実のために執行されることを願うものであります。

議員各位のご理解、ご賛同をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

### ○議長（青木悦子）

説明が終わりました。これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

## ○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎発議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

## ○議長（青木悦子）

日程第6 発議案第2号「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書（案）について」を議題といたします。

提出者、鈴木辰也君より趣旨説明を求めます。

提出者 9番 鈴木辰也君。

[9番 鈴木辰也 登壇]

## ○9番（鈴木辰也）

発議案第2号「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書（案）について」は、私  
の他、4名の議員の賛成を得ましたので、提出いたしました。

意見書（案）の朗読をもって、趣旨説明といたします。

「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書（案）」

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、  
育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育現場はいじめ、不登校、少年に  
よる凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題  
を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあ  
るといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、  
さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と人間性の  
育成をめざしていく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状  
をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、  
子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2020年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

- 一 震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
- 一 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策  
定・実現すること
- 一 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- 一 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること

- 一 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- 一 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- 一 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上であります。意見書は内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に提出を予定しております。

議員各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして、主旨説明を終わります。

#### ○議長（青木悦子）

説明が終わりました。これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

#### ○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎発議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

#### ○議長（青木悦子）

日程第7 発議案第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）について」を議題といたします。

提出者、鈴木辰也君より主旨説明を求めます。

提出者 9番 鈴木辰也君。

〔9番 鈴木辰也 登壇〕

### ○9番（鈴木辰也）

発議案第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）について」は、私の他、4名の議員の賛成を得ましたので、提出いたしました。

意見書（案）の朗読をもって、趣旨説明といたします。

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）」

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上であります。意見書は内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に提出を予定しております。

議員各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして、主旨説明を終わります。

### ○議長（青木悦子）

説明が終わりました。これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第8 議案第1号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 加藤芳博君。

[税務住民課長 加藤芳博 登壇]

**○税務住民課長（加藤芳博）**

議案第1号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

本改正は、10月1日から施行される軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、条例附則に規定を追加する必要があるため、条例改正をお願いするものでございます。

新旧対照表をお開きください。

税条例附則第15条の2の3、1条文を追加するものでございます。

地方税法附則において、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務は、当分の間、道府県知事が行うこととされているため、千葉県が環境性能割を課さない軽自動車に対しては、鋸南町の規定にかかわらず、環境性能割を課さないこととする規定を追加するものでございます。

施行日は令和元年10月1日でございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第9 議案第2号「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

**○保健福祉課長（杉田和信）**

議案第2号「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

今改正は、介護保険料の第1号被保険者に係る第1段階から第3段階までの区分に該当する低所得者の方の保険料率の負担について、消費税等の税率引上げを反映した政令の一部改正に基づき、軽減の措置を講じようとするものでございます。

新旧対照表をご覧願います。

「保険料率」を規定しております第3条第1項につきまして、元号改正により、平成32年度を令和2年度に改め、同条第2項については、暫定的に保険料率を定めた規定によることから本則から削除し、附則第2条の2へ移行するものでございます。

また、附則第2条の3において、令和元年度における第1号被保険者の低所得の方の保険料率について、第1号で、第1段階の区分に該当する者の保険料率を年額2万6,700円に、第2号では、第2段階の区分に該当する者の保険料率を年額4万4,600円に、第3号では、第3段階の区分に該当する者の保険料率を年額5万1,700円に改めようとするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第10 議案第3号「鋸南町国民健康保険病院使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

**○保健福祉課長（杉田和信）**

議案第3号「鋸南町国民健康保険病院使用料条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

今改正は、消費税等の税率引上げを反映した使用料の一部改正をお願いするものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

「使用料及びその算定方法」を規定しております第2条第2項における病院において作成する診断書等の文書料及び同条第3項の入院に際し使用する1人室及び2人室の病室において、各欄で定めております現行8%の消費税及び地方消費税を含む額から改正案10%の消費税及び地方消



費税を含む額に改めるものでございます。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第11 議案第4号「鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長 平嶋隆君。

〔建設水道課長 平嶋隆 登壇〕

**○建設水道課長（平嶋隆）**

議案第4号「鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

平成24年8月22日に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革

を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法が改正され、その一部が令和元年10月1日から施行されることに伴いまして、課税対象であります、水道に係る料金、使用料及び加入者分担金について条例改正をお願いするものであります。

それでは新旧対照表をご覧ください。

右側に現行の条文、左側に改正案を記載してございます。

表の上段より第26条の「水道料金の額」、中段になります第27条の「メーター使用料の額」、下段になります第34条の「加入者分担金」について、条文中の「100分の108」を新たな税率となります「100分の110」にそれぞれ改めるものでございます。

施行期日につきましては、令和元年10月1日から施行いたしたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第12 議案第5号「千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 平野幸男君。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第5号「千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正することにつきまして、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

まず、別表第1、組合規約第2条、組合を組織する地方公共団体を規定しておりますが、香取市東庄町病院組合が本年8月31日をもって解散することから、当該団体を削除するための改正であります。

次に、別表第2、組合規約第3条第1項の関係ですが、組合の共同処置する事務に関しまして、同じく香取市東庄町病院組合の解散に伴いまして、共同処理する団体から、当該団体を削除するための改正でございます。

表の中程、第3条第1項第1号に掲げる事務、これは、「常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務」について共同処理する団体を定めております。

その左、同項第3号に掲げる事務、これは、「議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償に関する事務」でございます。

1枚めくっていただきまして、中程、同項第11号に掲げる事務、これは、「公平委員会に関する事務」でございます。

ただいま読み上げました共同処理する事務に関しまして、それぞれ共同処理する組織団体から香取市東庄町病院組合を削除するものでございます。

なお、この規約は、本年9月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第13 議案第6号「令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 平野幸男君。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第6号「令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ4,472万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億4,379万3千円とするものでございます。

9ページをお開き願います。

歳出からご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費中、1目一般管理費9万1千円は、LGWAN回線への接続方法の変更に伴う増額と、予算科目の変更であります。

その下、4目企画費、13節委託料24万9千円は、都市交流施設周辺整備事業の現況測量業務委託及び物件調査業務委託に係る積算単価の上昇に伴う委託料の増額補正並びに国有地購入に係る登記業務委託の新規計上でございます。

その下、17節公有財産購入費は、旧幼稚園敷地内の国有地購入費の計上でございます。

その下、19節負担金補助及び交付金250万円は、元名区祭礼屋台の修繕に要する費用に対し助成するものであります。

次に、10目プレミアム付商品券事業費1,738万9千円は、消費税等の引き上げに伴う低所得者、子育て世帯へのプレミアム付商品券の発行に要する費用で、19節負担金補助及び交付

金1, 342万6千円は、プレミアム補助額を含め、町商工会に補助をしようとするものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、5目介護保険費741万9千円は、消費税等の引き上げに伴い、低所得者区分の標準保険料率が引き下げとなることから、その減額分について公費負担を行うための、介護保険特別会計への繰出金でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費140万3千円は、風しん抗体検査、予防接種に要する費用で、予防接種法に基づく公的な接種を受ける機会がなかった世代を対象としております。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費65万7千円は、13節委託料、児童・生徒の発達検査等を委託する教育支援委員会検査員委託22万5千円及び幼児教育の無償化に伴う条例等の例規整備支援業務委託43万2千円が主な補正でございます。

その下、2項小学校費、11節需用費、修繕料113万4千円は、破損している小学校のプール及び北門の門扉改修に要する費用であります。

1枚めくっていただきまして11ページ、中ほどでございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費370万1千円は、臨時職員、社会教育主事1名を雇用するための賃金等の費用であります。

その下、2目公民館費、11節需用費、修繕料78万5千円は、公民館の合併浄化槽の修繕費用、そして18節備品購入費、図書30万円は、指定寄付による公民館の図書を購入するものであります。

12款諸支出金、1項基金費、4目都市交流施設整備基金費900万2千円は、指定管理者との協定に基づき、施設整備のために基金に積み立てるものであります。

続きまして、歳入をご説明いたします。

7ページをお開き願います。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金370万8千円は、低所得者介護保険料軽減負担金として、民生費、介護保険特別会計繰出金に充当するもので、国の負担割合は2分の1となります。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金43万2千円は、教育費、例規整備支援業務委託に充当するもので、補助率は10分の10であります。

2目衛生費国庫補助金56万4千円は、衛生費、風しん抗体検査等の費用に充当するもので、補助率は2分の1であります。

5目総務費国庫補助金、1節総務費補助金中、地方創生推進交付金200万円の減額は、その2つ下の欄、15款県支出金、2項県補助金、U I J ターン起業・就業者創出事業補助金に、予算計上科目を改めるものでございます。

戻りまして、プレミアム付商品券事業費補助金1,049万9千円は、総務費の歳出予算に計上しております同事業に充当するもので、事業費全額が国庫補助金の対象となります。

その下、プレミアム付商品券事務費補助金688万4千円につきましても同様でございます。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金185万3千円は、国庫負担金と同様に、低所得者介護保険料軽減負担金として、民生費、介護保険特別会計繰出金に充当するもので、県の負担割合は4分の1となります。

17款寄付金、2目教育費寄付金30万円は、社会教育費に寄付をいただいたもので、公民館の図書購入に充当するものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金417万7千円は、基金を取り崩し、歳出に対する不足分に充当するもので、今補正後の基金残高は10億5,726万4千円となる見込みでございます。

20款諸収入、3項、6目雑入、一般コミュニティ助成事業助成金250万円は、一般財団法人自治総合センターから元名区屋台修繕に係る費用として助成を受けるものでございます。

その下、都市交流施設整備積立金900万2千円は、指定管理者との年度協定に基づきまして、収益金の10分の4を、その下の収益分配金450万1千円は、同じく収益金の10分の2を、指定管理者から収入しようとするもので、積立金については、全額を都市交流施設整備基金に積み立てるものでございます。

21款町債、2目総務債、1節都市交流施設周辺整備事業債30万円は、現況測量業務委託ほか2件の業務委託費用及び土地購入費に充当するための補正でございます。

4ページをお開き願います。

第2表地方債補正ですが、ただ今、ご説明をいたしました都市交流施設周辺整備事業債につきまして、限度額を520万円に変更をお願いするものでございます。

12ページをお開き願います。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。一番下の段の右側、今補正後の、令和元年度末の残高は43億1,350万7千円となる見込みでございます。

13ページからは給与費明細書、15ページは平成30年度の繰越明許費繰越計算書となります。5事業、1億1,811万3,800円を令和元年度へ繰り越しを行います。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

### ○議長（青木悦子）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 鈴木辰也君。

### ○9番（鈴木辰也）

10ページ、9款教育費、2項小学校費、11節需用費の修繕料、今、小学校のプール、小学校校庭の北門門扉の修繕という説明がありました。

この内の、特に小学校の北門の門扉については、予算が可決されれば、1日も早く子どもの安全のために事業をやるべきだと思いますけれども、町の今後の予定としては、どのように考えて

いますでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

教育課長 福原規生君。

**○教育課長（福原規生）**

本日、本予算を議決いただきましたら、早速事務の方を取りかかって早急に完成の方へ向けて進めたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

9番 鈴木辰也君。

**○9番（鈴木辰也）**

そういうことであれば、やはり子ども達の安全を考えると、やはり昼間、校庭の方に車が入れるような状況があるというのは、よろしくないと思いますので、1日も早い執行をお願いしたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

他に質疑はありませんか。

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第14 議案第7号「令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

### ○保健福祉課長（杉田和信）

議案第7号「令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、介護保険料の第1号被保険者に係る第1段階から第3段階までの区分に該当する低所得の方の保険料率の負担について、消費税等の税率引上げを反映した軽減の措置を講じた当該保険料率の改定に係る補正をお願いするものでございます。

なお、歳入歳出予算の総額を変更しない財源更正による補正予算でございます。

それでは、歳入からご説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料750万4千円の減額ですが、現年度分の特別徴収保険料及び普通徴収保険料について、段階において軽減された保険料額に当該段階ごとの被保険者見込数を乗じた額の総額を計上し、減額をお願いするものでございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第5目低所得者保険料軽減繰入金741万9千円の増額ですが、一般会計における繰出金を計上いたしました。

第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金8万5千円の増額ですが、介護保険料の減額補正額に充当する一般会計繰入金の不足分を基金から取り崩すものでございます。

このことにより、補正後の基金残高は、1,649万4千円になる見込みでございます。

次に歳出でございますが、7ページをお願いいたします。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費から9ページ最後の欄、第6項特定入所者介護サービス費までは、歳入における介護保険料及び一般会計繰入金等の補正に伴い、財源内訳の補正をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕



**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎報告第1号の上程・説明・質疑**

**○議長（青木悦子）**

日程第15 報告第1号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計予算繰越報告について」を議題といたします。

保健福祉課長より報告を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

[保健福祉課長 杉田和信 登壇]

**○保健福祉課長（杉田和信）**

報告第1号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計予算繰越報告について」をご説明申し上げます。

平成30年度における鋸南病院事業費用において、一昨年に被災した鋸南病院脇の保田川護岸の復旧工事の遅延により、工事後に所有者が行う電柱及びゴミ置場の原状復旧工事も遅れることとなり、平成30年度に支払義務が生じないこととなりました。

つきましては、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定により、当該原状復旧工事に係る平成30年度に可決いただきました予算額396万5千円を繰越するものでございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

**○議長（青木悦子）**

報告が終わりました。報告事項ではありますが、確認したい点等ございますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

ないようですので、以上で報告第1号を終了します。

ここで、暫時休憩をします。着席のままお待ちください。

..... 休憩・午後3時26分 .....

..... 再開・午後3時29分 .....

令和元年第3回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号の追加1〕

令和元年6月12日

追加日程第1	議案第8号	財産の取得について（デジタル戸別受信機）
追加日程第2	発議案第4号	議会広報特別委員会の設置について

**○議長（青木悦子）**

休憩を解いて、会議を再開いたします。

保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

先ほど、令和元年度の鋸南町介護保険特別会計補正予算の第1号について、ご説明を申し上げたところでございますが、補正予算書の1ページでございますが、表題のところの下にございます補正予算で第2号となっておりますので、1号へと改めをお願い申し上げたいと思います。

大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

**◎追加日程の決定**

**○議長（青木悦子）**

休憩中に、追加議事日程〔第1号の追加1〕と議案第8号及び発議案第4号の提出がなされましたので、お手元に配布いたしました。

議案の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

配布漏れなしと認めます。

ただいま提出されました、議案第8号及び発議案第4号を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。

よって、議案第8号及び発議案第4号を日程に追加することに決定いたしました。

**◎議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（青木悦子）**

追加日程第1 議案第8号「財産の取得について（デジタル戸別受信機）」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 平野幸男君。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第8号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

取得する物品は、防災行政無線のデジタル戸別受信機1, 100台でございます。取得金額は4, 989万6千円、契約の相手方は、千葉県千葉市中央区都町1254番地6、スイス通信システム株式会社、契約の方法は、指名競争入札によるものでございます。

予定価格が1千万円以上でありますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 笹生正己君。

**○11番（笹生正己）**

割り返すと4万5, 360円なんですけれども、品物は同じ品物かどうか。

それと、この前の金額を、私、5万円と覚えていたのですが、入札だから安くなればそれで良いのですが、会社は指名競争だから多分同じかなとは思っているのですが。

その2点聞かせてください。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長 平野幸男君。

**○総務企画課長（平野幸男）**

品物は同じものでございますが、中身で若干、年を越しますと新しい仕様といったものになるようございまして、性能自体は変わらないものでございますが、そういったお話は伺っております。

**○議長（青木悦子）**

他に質疑はありませんか。

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎発議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（青木悦子）**

追加日程第2 発案第4号「議会広報特別委員会の設置について」を議題といたします。

提出者、笹生正己君より趣旨説明を求めます。

提出者 11番 笹生正己君。

[11番 笹生正己 登壇]

**○11番（笹生正己）**

発議案第4号「議会広報特別委員会の設置について」は、私のほか4名の議会運営委員の賛成を得て、提案したものでありますが、提案の主旨を申し上げ、議員各位のご賛同を得たいと思います。

議会広報としての「議会だより」は、平成元年第1号が発行され、以来、現在まで130号が発行されています。町民の皆様方にとって、議会における審議内容を知る手段として、親しまれてきたものと私どもは理解しております。

平成13年からは、議会広報特別委員会が設置され、歴代の委員諸氏は、「議会だより」の編集に研鑽努力を重ね、例えば、町の印刷機や二つ折りの機械を借りて、委員全員でこの制作し、1万円以下で発行したこともございました。

町の町民の皆様、いかに読みやすく、分かりやすい内容で、しかもできるだけ低価格で「議会だより」を提供するかということに腐心されてきました。

議会での決議、意見、活動、実績等、それらをお知らせすることは、議会の責務であると考えます。

従って、今後とも開かれた議会を目指す上でも「議会広報特別委員会」を設置すべきとの提案をするものであります。

なお、特別委員会の内容については、5名の委員により構成され、広報に関する事項を掌ることとし、期間は設置後、審査終了までとし、更に速報性の観点から閉会中も審査を行うものいたします。

以上、主旨を申し上げましたが、ご理解いただき、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、提出者としての説明を終わります。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎発議案4号の委員の選任**

**○議長（青木悦子）**

ただ今、「議会広報特別委員会」が設置されましたが、これより委員の選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任の方法につきましては、議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することにいたします。

議会広報特別委員会委員に、1番 笹生あすか君、2番 早川正也君、3番 竹田和明君、4番 大塚昇君、6番 笹生久男君。

以上、5名の諸君を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、5名の諸君を「議会広報特別委員」に選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をし、委員会条例第6条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選していただきたいと思います。

委員会室で「議会広報特別委員会」の開催をお願いいたします。

暫時休憩します。

…………… **休憩・午後3時40分** ……………

…………… **再開・午後3時47分** ……………

**○議長（青木悦子）**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に「議会広報特別委員会」の正・副委員長の互選の結果について、通知がありましたので、報告いたします。

議会広報特別委員会の委員長に、6番 笹生久男君、副委員長に3番 竹田和明君。

以上のとおりです。

**◎閉会の宣言**

**○議長（青木悦子）**

これにて、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和元年第3回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

上着を着用してください。

皆さんご苦勞さまでした。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… **閉 会・午後3時49分** ……………



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年11月22日

議 会 議 長 青木 悦子

署 名 議 員 早川 正也

署 名 議 員 笹生 正己